

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
32	A 権限移譲	その他	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要な人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査・処分に関する事務について、必要な人員・予算も含め府県を超える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。  (制度改正の必要性等) 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法による消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査・処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携・連携府県に効果が及ぶ行政処分でなければ、処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生の都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事業者の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、日常頃から広域的に網をかけていくことが重要である。 一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。 そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県一體的に事務を行うことができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消ができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任命令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一括的に、効率的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要な人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令 第19条	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県 経済産業省 内閣府(消費者庁)	【地方自治体による処分の効力の拡大について】 これまで特定商取引法に基づく都道府県知事の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及ぶ一方、主務大臣(経済産業局を含む)が行う処分の効力は全国に効力が及ぶこととされています。例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加入する府県の域外にも及ぼすことができるとの前提となっているところ、提案について検討を行つに当たつては、現在の広域連合の制度上、そのようなことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識。	提案実現に向け、広域連合制度の所管省庁とも調整のうえ、ご検討願いたい。なお、平成22年12月28日の国出先機関の原則廃止に向けた閣議決定では、「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。」とされていることから、国出先機関である経済産業局の当該事務が「広域連合の制度上、許容されない」とは言えないのではないかと考える。		
54	日本に対する規制緩和	産業振興	コーニュレーション設備に係る緑地率等の緩和	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、コーニュレーション設備を追加すること。  【制度改正の必要性】 コーニュレーション(以下「コニエ」)といふは天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱を同時に回収する熱電併給型のエネルギー・システムである。熱電・電気を効率よく利用できるので、省エネ、CO <sub>2</sub> に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コニエのエネルギー効率は約75%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約75%である)。太陽光発電施設と同様、コニエの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計1,000万kW(原発10基分)を超えた。環境負荷低減技術も低NO <sub>x</sub> 化を始めとし、騒音対策、振動対策等多岐に渡り実施されている。 長期エネルギー需給見通し(案)(平成27年6月経済産業省長期エネルギー需給見通し小委員会事務局作成)では、2030年のコニエの発電電力量は電源構成の11% (1,190億kWh程度)の導入促進を図るとしており、コニエの推進は必須である。 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コニエを再生可能エネルギーとともに重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(緑地以外の環境施設)にコニエ設備を追加し、緑地面積率・環境施設面積率に算入することで、コニエの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 市街地に立地する食品工場(神奈川県内)では、敷地が狭く、隣の住民対策上もコニエを設置できる場所が限られているため、コニエに必要な面積(約70m <sup>2</sup> 、発電能力300kw)を確保できず、設置を見送ったケースがあった。	工場立地法施行規則第4条	経済産業省 埼玉県	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」については、緑地に類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めているところである。 コーニュレーション設備については、そもそも工場内に設備する機器装置であり、また、ガスタービンやガスエンジンなどを使用しているので騒音や振動が発生するものであり、緑地に類するものとは考えられず、また、工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与するものとしても考えられない。 このため、コーニュレーション設備を「緑地以外の環境施設」に追加することは適当ではないと思われる。	コーニュレーション設備にはガスタービン、ガスエンジン、燃料電池がある。ガスタービン、ガスエンジンは騒音振動が発生するが、パッケージ化することなどによる低騒音化技術開発が進められている。また、燃料電池は、騒音振動はほとんどしない。 また、コーニュレーションは電気と熱を供給し、BCP(事業継続計画)対策にも貢献するものであることから、緑地以外の環境施設の判断基準として掲げられている災害時の避難場所に成りえる可能性があり、周囲の生活環境の保持に寄与するものであると考えられる。 コーニュレーションは再生可能エネルギーに比べ天候・時間帯に左右されない安定的かつ高効率な設備であり、再生可能エネルギーである太陽光発電施設と同様、発電の用に供されるものである。 しかし、提案記載の事例(関東コーニュレーション協議会からの聞き取りによる)のように既存の工場では搬入経路が取れないことから、緑地スペースに設置を検討せざるを得ない場合があり、緑地面積率を確保できないため設置を見送るケースもある(別紙参照)。 以上のことから「緑地以外の環境施設」として、コーニュレーション設備の明記をお願いしたい。	別紙(事例イメージ図)		

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
				<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。</p>	<p>【地方自治体による処分の効力の拡大について】 特定商取引法上、都道府県知事の処分権限は、当該都道府県の区域内に存在する法違反について処分するために都道府県の自治事務として認められている。一方、経済産業局の処分権限は、消費者庁の設置に伴い、特定商取引法の執行を消費者庁が一元的に行うこととされるとともに、消費者庁による行政処分等に際し、地方における当該事務に関して経済産業局が担うことができるよう、経済産業局長に権限委任されたものである。このため、同法の規定に基づく都道府県知事の処分の効力が当該都道府県の区域内のみに及ぶとされている一方で、経済産業局が行う処分等の効力は全国に及ぶとされているところである。</p> <p>同法の規定に基づく執事務は、横断的観点からの法の企画立案（消費者保護の観点及び商取引一般の適正化の観点）と一体でなければならず、消費者庁による行政処分等に際し、経済産業局と密接に連携して取り組むことが必要である。</p> <p>なお、ご指摘の閣議決定（平成22年12月28日）は地方分権の一般的な基本方針を示したものであること、また、地方自治法上、広域連合が行う処分が一般的に全国に及ぶこととされていないことから、同法の規定に基づき経済産業局が行う当該事務を広域連合が行うことが制度上許容されることまでを認めているものではない。</p>
名古屋市	<p>○ コージェネレーション設備を設置しようとする企業から、工場立地法に基づく届出の際、コージェネレーション設備が「緑地以外の環境施設」に含まれていないことにつき、改正の要望があった。</p>			<p>【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、環境政策の観点から、設備設置促進について検討を行うこと。</p>	<p>環境施設について、工場立地法では、「緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定める（工場立地法第4条第1項）」と定義している。</p> <p>緑地及び環境施設とは、「周辺の地域の生活環境の保持」の観点から整備されるものであるが、特に環境施設については、「周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとしてみた緑地には、機能の点で類似する施設」とし、その対象は、精神面での憩和機能を有していることや、緩衝地帯としての機能を有していること（生産施設からの距離の確保）とされている。</p> <p>緑地以外の環境施設については、工場立地法施行規則第4条において、噴水、水流、池その他の休憩施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設及び太陽光発電施設が明記されている。</p> <p>これらはいずれも当該条件に適合しているものであるが、コージェネレーション設備は当該条件に適合していないものであると考えられる。</p>

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
175	A 権限移譲	産業振興	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	工場立地法に基づく特定工場の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限については、都道府県から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権限がない。このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援施策を講じることができない状況にある。工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求める。なお、昨年の提案募集で新潟県聖籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠とした経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務（届出受理、審査、必要な場合には勧告、変更命令、罰則適用）についても、併せて移譲を求める。	工場立地法第4条の2、第6条、第7条、第9条、第10条等	経済産業省	全国町村会	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）において、市まで権限を移譲する改正を行つたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があつたが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたところである。 今回は全国町村会からの要望であり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとした。	提案の実現に向けて、積極的な対応を求める。		
106	A 権限移譲	産業振興	工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権及び届出等の事務の町村への移譲	工場立地法の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権及び届出等の権限を都道府県から町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議、同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。 市と比較すると、スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものである。 市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では、緑地面積率等の独自設定は不可能となっている。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要である。	工場立地法第4条の2、第6条～第10条	経済産業省	栃木県	工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）において、市まで権限を移譲する改正を行つたところである。 また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があつたが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定することができることから、現行法令により対応可能としたところである。 今回は貴県とは別に全国町村会からも要望があり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上の提案であると考えられることから、提案の実現に向けて必要な対応を検討することとした。	栃木県内では平成26年度に3市が条例を制定するなど、条例制定の動きが広がっており、県内の町の中でも緑地面積率について地域準則の制定を検討する動きがある。 全国町村会の要望があることから、スピード感を持った対応ができるよう、工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権等の町村への移譲の早期実現をお願いしたい。		

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
伊豆の国市、島根県、大分県	<p>○ 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域創生の観点から地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲が必要と考える。</p> <p>現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要と考える。</p> <p>企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地率面積等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを町村から県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。</p> <p>こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。</p> <p>なお、県内町村からも、緑地率緩和に向けた要望が寄せられている</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。 【全国町村会】 提案の実現に向けて、積極的な対応を求める。</p>	<p>○ 年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、工場立地法検討小委員会での議論等、法改正に当たって必要な手続を速やかに開始していただきたい。 ○ 上記手続の進捗状況等について、適宜、事務局に情報提供いただきたい。</p>	<p>提案の実現に向けた必要な対応について、年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、内閣府とも相談しながら実施することとしたい。</p>	<p>5【経済産業省】 (1)工場立地法(昭34 法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 ・条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) ・特定工場の新設届出の受理(6条1項) ・設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令(9条1項及び2項並びに10条1項)</p>
伊豆の国市、島根県、大分県	<p>○ 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域創生の観点から地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲が必要と考える。</p> <p>現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要と考える。</p> <p>企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地率面積等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを町村から県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。</p> <p>こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。</p> <p>なお、県内町村からも、緑地率緩和に向けた要望が寄せられている</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。 【全国町村会】 提案の実現に向けて、積極的な対応を求める。</p>	<p>○ 年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、工場立地法検討小委員会での議論等、法改正に当たって必要な手続を速やかに開始していただきたい。 ○ 上記手続の進捗状況等について、適宜、事務局に情報提供いただきたい。</p>	<p>提案の実現に向けた必要な対応について、年末の閣議決定及びその後の法改正のスケジュールに間に合うよう、内閣府とも相談しながら実施することとしたい。</p>	<p>[再掲] 5【経済産業省】 (1)工場立地法(昭34 法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 ・条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) ・特定工場の新設届出の受理(6条1項) ・設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令(9条1項及び2項並びに10条1項)</p>

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
291	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除外)	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置)	<p><b>【制度改正の経緯・必要性】</b> 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第23条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規制により、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。</p> <p>一方、工場立地法における緑地帯及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による緑地基準がある。また、その割合は、全国的な基準として国際基準が定められているものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。</p> <p>工場敷地内に緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3に定められた上位規制である都市計画法第23条の規定に基づき公表する工場立地に関する規制第4条第1項に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。</p> <p><b>【制度改正の効果】</b> 現在、開発許可による造成が既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定期間の周辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要が生じる。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。</p>	<p>都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であつて、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する規制第4条第1項に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。</p> <p><b>【制度改正の効果】</b> 現在、開発許可による造成が既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定期間の周辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要が生じる。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。</p>	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地に関する規制第2~4条	国土交通省、経済産業省	栄町	<p>都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等について、周囲の環境に与える悪影響を防止するため、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。</p> <p>このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一律に適用除外とすることは不適当である。</p> <p>一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。</p>	本提案は、新たな産業の誘致なし既存工場の拡張を防ぐ行為による手法を用いて造成しようとする場合に、緑地等の配置や規模の基準に関し、工場立地法の基準に統一されることを望むものである。 第1次回答に示されたとおり、都市計画法施行令第28条の3に規定する緩衝帯の設計基準が周囲の環境に与える悪影響を防止することを目的としていることについては理解できる。 他方、工場立地法も工場立地の推進と地域環境の保全の観点から法制化されたものであると捉えている。 つきましては、国内工場の海外移転を防ぐ観点、地域の経済振興や雇用の創出を団体人口減少を食い止める観点などを踏まえ、本提案に沿って再度検討していただきたい。	
302	A 権限移譲	産業振興	企業立地促進法に基づく基本計画の協議申請及び企業高度化計画の認証に係る権限の移譲	<p><b>【制度改正の必要性】</b> 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画においては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。</p> <p>計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、都道府県が実施する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協議を経て作成している。協議会の委員に都道府県が連名で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようになります。</p> <p>また、事業者から基本計画に各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」または「事業高度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要があります。しかし、承認事務については都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題がある。</p> <p>あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必要な「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限を、都道府県から指定都市に移譲することを求める。</p> <p>また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認過程において、基本計画を策定した指定都市側との協議の場が制度化されていない。市域内における企業支援施策を推進するため、これらの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移譲し、企業の事業計画等の情報一元化が必要がある。</p>	<p>企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画においては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。</p> <p>計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、都道府県が実施する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協議を経て作成している。協議会の委員に都道府県が連名で行っていた協議申請を、指定都市単独で申請ができるようになります。</p> <p>また、事業者から基本計画に各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」または「事業高度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要があります。しかし、承認事務については都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題がある。</p> <p>あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必要な「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限を、都道府県から指定都市に移譲することを求める。</p> <p>また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認過程において、基本計画を策定した指定都市側との協議の場が制度化されていない。市域内における企業支援施策を推進するため、これらの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移譲し、企業の事業計画等の情報一元化が必要がある。</p>	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条、第14条及び第16条	経済産業省	千葉市	<p>企業立地促進法に基づく基本計画は、同法第5条第1項により、市町村と都道府県が共同して、地域産業活性化協議会における協議を経て作成することとしているが、これは、企業立地等による産業集積の形成及び活性化を図る上で重要ななる事業規模やインフラ整備（道路、港湾、工業用水道等）、農地転用等の企業立地に関する諸手続等、事業環境の整備について、その多くを都道府県が実施（又は関与）しているためであり、市町村と都道府県が密接な連携と適切な役割分担を図り、効率的かつ効率的な政策展開を実施していくために、基本計画を市町村と都道府県が共同して作成することが必要である。</p> <p>指定期市においては、例えば「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」(第4次「括法」)〔平成26年法律第51号〕にて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔都市計画区域マスター・プラン〕に関する都市計画の決定権限や、工業用水の採取許可かかる権限など、産業集積を図る上で重要な事務についての権限が多く移譲されている。</p> <p>また、農地転用については第5次「括法」によりヘクタールを超える農地転用に係る事務・権限に關しても指定市町村（農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てることの要件を満たしている臣が指定する市町村）に移譲される見込みである。</p> <p>このように、指定期市においては一般的な基礎自治体とは異なり、企業立地促進法の基本計画の推進に必要な権限が多く移譲されてきている。</p> <p>また、都道府県との協議においては、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会において、計画内容の同意が求められるよう、都道府県の関係部署と議論がされており、都道府県と指定期市との密接な連携と適切な役割分担は十分に図られている。</p> <p>よって、指定期市の市域内のみを対象とする基本計画においては、指定期市が單独で協議申請できるようになることにより、計画策定の迅速化、及び効率化が図れるところであり、また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限の指定期市への移譲により、情報の一元化が図れることから、改めてご検討頂くことをお願いしたい。</p>	指定期市においては、例えば「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」(第4次「括法」)〔平成26年法律第51号〕にて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔都市計画区域マスター・プラン〕に関する都市計画の決定権限や、工業用水の採取許可かかる権限など、産業集積を図る上で重要な事務についての権限が多く移譲されている。 <p>また、農地転用については第5次「括法」によりヘクタールを超える農地転用に係る事務・権限に關しても指定市町村（農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てることの要件を満たしている臣が指定する市町村）に移譲される見込みである。</p> <p>このように、指定期市においては一般的な基礎自治体とは異なり、企業立地促進法の基本計画の推進に必要な権限が多く移譲されてきている。</p> <p>また、都道府県との協議においては、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会において、計画内容の同意が求められるよう、都道府県の関係部署と議論がされており、都道府県と指定期市との密接な連携と適切な役割分担は十分に図られている。</p> <p>よって、指定期市の市域内のみを対象とする基本計画においては、指定期市が單独で協議申請できるようになることにより、計画策定の迅速化、及び効率化が図れるところであり、また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認権限の指定期市への移譲により、情報の一元化が図れることから、改めてご検討頂くことをお願いしたい。</p>	

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
鳥取県、いわき市、越谷市、春日井市	<p>○現在、開発許可による造成を念頭においた新工場の立地が計画されている。周辺に家屋があるため、都市計画法の規定に即した幅員に基づく緩衝帯を配置する必要がある。緩衝帯の面積は工場立地法の基準以上になっている。</p> <p>○工場立地法の規定を満たしても、都市計画法の規定を満足できないために、工場立地が妨げられるという懸念が生じている。工場立地法を特定工場を対象とした特別法として位置づけることにより、都市計画法の規定における工場立地法に係る適用除外を設けることに賛同する。これにより土地の有効利用が促進される。</p> <p>○都市計画法第33条第1項第10号で定められている基準(1ha以上の開発で4m以上の緩衝帯の設置)により、工場立地法の基準より大幅に超えた緑地の設置が必要となり、計画変更を迫られ、工期が遅れた事が、平成26年に1件あった。</p> <p>○都市計画法では、騒音や振動による環境悪化を防止するために緑地等の緩衝帯を整備することとなっているが、工場立地法においても、環境施設の設置基準として周辺の環境保持に最も寄与するように行うことの基準として定められており、都市計画法で規定する目的は果たしており、二重の規制は不要と考える。</p> <p>○開発許可を受けた造成地(10ha以上)において、緑地等との他の緩衝帯として配置された部分を工場立地法に該当しない建築物の場合は、垂入口として利用した上で撤去できないか等の相談を受け、開発許可で設置された緑地等を永続的に担保するための対応に苦慮している。このようなことから、緑地等の位置付けや配置等に関する都市計画法及び工場立地法において明確にする必要があると考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において、本基準を適用しないことも可能である旨の記載があるが、どのような場合に適用除外になるのか基準を明確化していただきたい。</p>		<p>開発許可において緩衝帯の設置を求める基準の趣旨は、開発許可の申請段階(用地造成の前段階)においては、予定建築物の具体的な計画(施設の規模、設置される機械の種類等の具体的な騒音源、震動源等)が必ずしも明らかでないことから、あらかじめ騒音、振動等に対する公害対策のための余地を残しておこうという観点によるものである。</p> <p>一方、工場立地法に基づく届出は、具体的な工場の整備計画に基づき、着工段階において行われるものであるため、仮に工場立地法の適用を前提に一律に緩衝帯の設置基準を適用除外とした場合、開発行為完了後には用途変更や開発区域の分割が行われる場合など、結果的に工場立地法の適用除外となり、周辺環境の保全のために必要な措置が講じられないといった支障も考えられることから、工場立地に関する基準を満たす場合に一律に緩衝帯の設置基準を適用除外することは困難である。</p> <p>緩衝帯の設置基準と工場立地法との関係については、現行の開発許可制度運用指針において、「開発行為の目的が工場用地とするものである場合には、工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」の適用と齟齬をきたさないように十分配慮する必要があること」、「開発許可の趣旨は緑地帯その他の緩衝帯の配置に関し、同準則を上回って求めている趣旨ではないこと」などの考え方を明記しております。前回回答のとおり、開発許可者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘査して、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらさずおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。</p> <p>上記のような運営指針の趣旨の一層の明確化を図ること等について検討するため、本基準の運用実態や地方公共団体の意向等を調査する。</p>	
		<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手擧げ方式による検討を求める 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>工場立地法における集積区域設定に当たっては、「国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画又は方針との整合性の確保を図るとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないよう十分配慮することや自然環境保全上重要な地域への十分な配慮が必要である。(地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針 第2号(1))」としている。</p> <p>特に、自然環境保全上重要な地域への十分な配慮については、「自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保護法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域については、集積区域の設定を行わないよう配慮すること。(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領 第1・2・④)」としており、これらの多くは、都道府県知事の権限となっているものである。</p> <p>このため、指定都市の区域内における基本計画であったとしても、都道府県と指定都市が共同して作成するににより、より適切な基本計画の策定が可能になるものと考えている。</p> <p>なお、国においては、同意協議の迅速化を図る観点から、事前審査・事前協議は原則行わないこととするなどの対応を既に実施(平成27年2月10日 事務連絡)しているところである。</p>	

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
123	A. 権限移譲	産業振興	中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲	現在、都道府県が持つている大規模小売店舗立地法に関する特例区域の作成に当たって必要なときは公聴会等の住民等の意見を反映させる措置を講じる旨記載されているが、県の方針と中心市街地の活性化に関する法律の大規模小売店舗立地法の特例区域(特例1種、特例2種)との設定に関する事務処理や権限を県から中核市に移譲してもらいたい。	【支障事例】 今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めていく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。 再開発では、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、「法」という。)にある第一種特例区域、第二種特例区域の指定が有効であると考えているが、指定までには、①協議会を設置して市が指定区域案を作成し、住民に対して説明会を行った上で、指定要請を県に提出し、②県が審議会で意見を聞く等している。 法第37条6項等で都道府県等は、特例区域案の作成に当たって必要なときは公聴会等の住民等の意見を反映させる措置を講じる旨記載されているが、県の方針と中心市街地の活性化に関する法律(以下、「中活法」という。)に規定される第一種特例区域及び第二種特例区域は、中心市街地の全部又は一部について、大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域であることから、大店立地法の特例を受けることができる区域として規定されている。 この中活法に定める特例区域を設定する手続きについては、中心市街地に立地する大規模小売店舗が、上述の大店立地法第5条に基づき大規模小売店舗を新設する場合と同様、当該大規模小売店舗が立地する市町村のみならず近隣市町村へ影響を及ぼすことが想定されるため、大店立地法の法益を保護する観点から特例区域を定めることのできる主体として都道府県及び政令指定都市が規定しているところである。 なお、地方分権の観点から、地方自治法第252条の17の2により、都道府県知事があらかじめ市町村の長に協議をし、条例を定めることにより、都道府県の事務の一部を市町村に移譲することができるようになっている。 松山市におかれでは、本規定に基づき、ご要望の中活法および大店立地法における権限移譲につき愛媛県と協議して頂いたい(大店立地法の権限についても、既に秋田市、宇都宮市等の一部の中核市を含む市町に移譲されている状況にある。) なお、地方自治法第252条の17の2に基づき、大店立地法の権限についても市町村に移譲し得ることについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行うブロック会議(全国6ブロックごとに、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととしている。	【必要性・解消策】 再開発と特例手続きを当市で一括して進めていくことで効率的な事業実施が可能であり、ひいてはコンパクトシティの実現にもつながるため、特例区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほしい。特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ないものと考える。 なお、その前提として、本則である大店法の届出等も中核市への移譲も併せて求める。	大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)は、大店立地法第5条において、大規模小売店舗を新設する者の届出先となる当該法の運用主体を、「ある程度広範な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の他の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る主体である事が必要である」とする觀点から、都道府県及び政令指定都市としている。 中心市街地の活性化に関する法律 第37条、38条、39条、65条 大規模小売店舗立地法第5条、6条、8条、9条等	経済産業省	松山市	各府省からの第1次回答	大規模小売店舗の新設等の届出については、隣接する市町村に及ぼす交通渋滞、交通安全、騒音等の影響への配慮が必要と考えるが、市内中心部に位置する中心市街地での大店立地法の特例区域の指定に関する、近隣市町村への影響は想定されないものと考えている。 また、現行は都道府県及び政令指定都市が運用主体となっているが、指定都市の中には中核市より面積の小さい都市もあるなど、中核市が運用主体となり得ないとは考えていない。 県条例による事務処理特例での移譲についても愛媛県と協議しているが、本提案については、中核市における中心市街地への商業施設の集積によって、人口減少への対策やコハクアシティの推進に資するものと考えており、法改正による権限移譲について、積極的な検討をお願いしたい。	

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
		<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 中核市の現状について十分に確認の上、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。 なお、人員確保・体制整備のための十分かつ確實な財政措置が必要である。</p>	<p>○ 法律による移譲は、事務処理特例制度とは財政措置、条例制定権限の移譲の可否などの点で異なるため、法律による移譲を検討いただきたい。</p> <p>○ 中心市街地活性化法に規定する特例区域の指定権限について、大規模小売店舗立地法の事務・権限と分離して移譲することに具体的な支障がないのであれば移譲すべきではないか。</p> <p>○ 「広汎な地域を島瞰し、場合によって複数の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る主体として都道府県・指定都市が権限主体とされているが、中核市には指定都市より広汎な面積を有する市も多数あり、中核市においても広汎な地域を島瞰し対応することが可能であると考えられ、実際には、この場合具体的な支障はあるのか。</p> <p>○ 近隣市町村との調整については、現在事務を実施している指定都市において、立地店舗が市境から一定距離以内の場合に情報提供して対応している例もあり、中核市でも同様の運用をすることで対応可能なため、中核市まで権限移譲すべきではないか。</p> <p>○ 現在、両法の事務・権限について、移譲希望を内閣府と経済産業省とが共同で調査しているが、その結果を踏まえ、中核市への一律移譲を検討いただきたい。</p> <p>その後、提案団体が特に望んでいる中心市街地活性化法上の指定権限の移譲について前向きに検討いただきたい。</p>	<p>&lt;中核市への権限移譲に関するアンケート調査結果を踏まえた考え方について&gt; ○ 大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」)の届出に関する事務処理と中心市街地活性化法の特例区域の指定に関する事務処理や権限を中核市へ移譲することについて、今回実施したアンケートの結果、権限移譲を求める中核市は極めて少数(※)であったことから、中核市に対して一律に権限移譲する必要性は認められない。 ※ 中核市42件の回答のうち、 ・ 大店立地法の届出に関する権限移譲:希望する1件、希望しない29件 ・ 中心市街地活性化法の特例区域指定に関する権限移譲:希望する3件、希望しない21件</p> <p>&lt;政令指定都市ではなくとも中核市が運用主体になり得るという指摘について&gt; ○ 大店立地法制定時からの法趣旨において、大店立地法及び中心市街地活性化法特例制度の運用主体を都道府県及び政令指定都市としているのは、以下2点の理由による。 ① 広範な地域を島瞰し、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る ② 法運用機会が多く、実務経験や知見の蓄積の観点から効率的である ○ 政令指定都市と中核市では、特に②に差異があると考えられ、実際に、この15年間の実績を見るに、政令指定都市と中核市のそれぞれの平均大店立地数(大店立地総数／市数)は2.7倍であり、有意な差があると考えられる。 ○ 上以上を踏まえると、大店立地法の届出と中心市街地活性化法の特例区域指定に関する事務処理や権限について、中核市であることをもって移譲するのは適切ではないと考える。</p> <p>&lt;中心市街地活性化法の特例区域の指定権限について、大店立地法の事務・権限と分離して移譲することについて&gt; ○ 中心市街地の活性化における大規模小売店の立地促進のために大店立地法の手続きを簡素化・適用除外とする中心市街地活性化法の特例区域の指定については、上述の大店立地法と同様の考え方から、運用主体を都道府県及び政令指定都市としているところ。 ○ また、大店立地法による大規模小売店の立地による周辺地域の生活環境への配慮という法益と中心市街地活性化法の中心市街地の活性化という法益の比較衡量による判断が必要であり、本来、同一の行政庁によって運用されることが望ましい。 ○ アンケート結果からも、効率性等の観点から、大店立地法の届出と中心市街地活性化法の特例区域の指定に係る事務はセットにすべきといった意見が、特に都道府県から少なかった。以上を踏まえると、両法事務を切り離しての移譲を検討することは不適当であると考える。</p>	<p>5【経済産業省】 (2) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92) 大規模小売店舗立地法の特例に関する事務(37条及び65条)について ○ また、大規模小売店舗立地法(平10法91)に関する事務と一緒にても、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市を含む市町村が処理することが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。あわせて、事務処理特例制度の活用状況を踏まえつつ、中核市が当該事務を実施することについて、都道府県及び中核市の意向やその効果、課題等を確認する。</p>

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
324	B 地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗立地法における店舗面積当たり日来客数と自動車分担率について、東京都の特別区内における原単位の扱いを、既成市街地でも適用できるよう、指針の基準を見直す。	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項ニ号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 【指針改正の内容】 駐車需要の充足交通に係る事項(駐車場の必要台数の確保について、注2)「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日来客数」については「人口40万人以上の自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。」を都市計画法による既成市街地部分にも適用する。 【指針の改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要なため、効率的な再開発が進まない要因の一つになっている。 本指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法適用主体が彈力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法適用主体は、需要調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めることなどはあってはならない。また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。」と明記される。緩和的基本準則は、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合と、区域のみが示されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず運用の公平性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。	大規模小売店舗を設置する者が考慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号) 注2)「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C:自動車分担率」について同じ。)なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日来客数」については「人口40万人以上」の原単位を用いるものとする。	経済産業省	三鷹市	大規模小売店舗立地法(以下、「大店立地法」)は、定量的、一律の規制内容を定め、それを運用すれば足りるシステムではなく、法の運用主体が大規模小売店舗の立地に伴う広域的な生活環境への影響を客観的に評価する必要があるなど、地域の実情に応じ彈力的に判断し、運用していくことが必要。 大店立地法においては、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、設置者が配慮することが求められている具体的な事項を示すため、指針が定められている。 大規模小売店舗立地法(以下、「大店立地法」)は、定量的、一律の規制内容を定め、それを運用すれば足りるシステムではなく、法の運用主体が大規模小売店舗の立地に伴う広域的な生活環境への影響を客観的に評価する必要があるなど、地域の実情に応じ彈力的に判断し、運用していくことが必要。 大店立地法においては、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、設置者が配慮することが求められている具体的な事項を示すため、指針が定められている。 要望頂いている大規模小売店舗の設置者が確保すべき駐車場必要台数については、算出式等を指針の中で示しているが併せて、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じて、大店立地法の運用行政庁である都道府県等において地域の基準を定めて運用することもできるとしている。既に一部の県・市では独自の基準を設けているところ。 三鷹市において、確保すべき駐車台数の緩和を実現したいのであれば、東京都の基準を定めるように、東京都と協議して頂きたい。 なお、都道府県等において、地域の実情を反映した地域の基準を設定できることについては、自治体と当省との間で定期的に意見交換等を行なうブロック会議(全国6つロットごとに、毎年1回開催)等の場を通じて、周知していくこととしている。	大規模小売店舗立地法(以下、「大店立地法」)は、定量的、一律の規制内容を定め、それを運用すれば足りるシステムではなく、法の運用主体が大規模小売店舗の立地に伴う広域的な生活環境への影響を客観的に評価する必要があるなど、地域の実情に応じ彈力的に判断し、運用していくことが必要。 大店立地法においては、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、設置者が配慮することが求められている具体的な事項を示すため、指針が定められている。 一例として、東京都大規模小売店舗立地審議会による東京都における大規模小売店舗の必要駐車台数の「地域の基準」に関する答申によると、指針の運用として駐車必要台数の地域基準は策定しないと結論付けられており、本指針の意旨の反映には至っていない。			
64	B 地方に対する規制緩和	産業振興	LPガス新型バルクローリーに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止	【提案理由、規制緩和の必要性】 LPガスの新しいバルクローリーは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリーは液石法の措置の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。 このため、新型バルクローリーについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 【具体的な支障事例】 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。 【期待される効果】 手続の1本化による事業者負担の軽減	LPガスの新しいバルクローリーは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリーは液石法の措置の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。 このため、新型バルクローリーについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 【具体的な支障事例】 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。	液石法 第37条の4第1項 高圧ガス保安法 第5条第1項(又は第14条第1項)	経済産業省	富山県	本件(新型バルクローリーを使用して充てんする場合)にあっては、高圧法に基づく許可の要件は、複数の容器を設置している容器置場での充てん作業が想定されるため、液石法の要件と同等ではなく、「液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす」とはできないが、許可申請に当たり高圧法と液石法で重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。	重複する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度軽減されることとなるが、金銭的な負担は軽減されない。 実際の作業において、新型バルクローリーから充てんするという行為自体は民生用と工業用で同じと考えられるところから、許可申請の審査基準のうちソフトの基準(充てん作業の基準)の取り扱いを高圧法と同等にするなどしたうえで、手続きを液石法に1本化することが望ましいのではないかと考える。		

## 経済産業省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		<p>大店立地法の指針において、大規模小売店の立地にあたって確保すべき駐車場の必要台数の算出式等を定めているものの、地域における特別区ではないが、特別区相当の公共交通の利用があり、駐車場の必要台数について、指針上の基準を当てはめることが地域の実情に合致しないことがあるため、平成17年の指針改定において、都道府県等による地域基準の策定を認めていた。</p> <p>現在10市・県において地域基準が策定・運用されていることが確認されており、地域の実情を反映した法の運用の観点からも、本件については東京都等とも意見交換をしていきたい。</p>	
青森県、厦门市、熊本県、大分県、福岡県		【全国市長会】 提案の趣旨について、十分に検討すること。	<p>○第1次アリングにおいて、「高圧ガス保安法の許可について」は、液化石油ガス法の許可よりもハート面についてチェック項目が多く、ソフト面の許可も必要となっているため、後者の許可を受けることで前者の許可を受けたことになるとみなすことは難しいとの御説明があつたが、第1次ヒアリングで指摘したとおり、逆に、民生用・工業用両方の許可を同時に受ける場合には、高圧ガス保安法の許可を受けることにより、液化石油ガス法の許可を受けたものとみなすことは法則的に不可能なかも併せて御回答いただきたい。</p> <p>特に、液化石油ガス法では、「新型バルクローリー」について、当該設備の技術基準の他に、液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準（同法第37条の5、同法施行規則第72条）を液化石油ガス法では規定する。充てん作業中は火気厳禁の標識を掲げることや充てん作業時における留意点を規定しており、液化石油ガス法の体系の中での許可申請にかかる手順についても必要であると考えている。</p> <p>例えば、充てん作業中は火気厳禁の標識を掲げることや充てん作業時における留意点を規定しており、液化石油ガス販売事業者に選任を義務付けている「業務主任者」にLPガス販売係に係る保安に関する職務を行わせることとしており（同法第20条第1項）、同法施行規則第24条第9号では、その職務として「液化石油ガス法第3条の4第1項に規定する充てん設備が、法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可を受けて変更されること等がないよう監督すること」としており、液化石油ガス法の体系の中で許可にかかる手順についても必要であると考えている。</p> <p>加えて、法適用上の点から、自治体によっては液化石油ガス法と高圧ガス保安法の法執行の担当部局、担当者が別々であるところもあり、許可手続の一本化がかえって事務手続きの煩雑化のおそれがあると聞いている。</p> <p>また、自治体によっては事業者が高圧ガス保安法の規制のみに注意を払い、液化石油ガス法に定める保安の確保についての法令遵守や許可後の手続きを忘れることがあります。</p> <p>さらに、自治体によっては許可手続の一本化によって、液化石油ガス法に基づく充てん設備の許可申請等に係る手数料収入が減ることを懸念するといった声もある。</p> <p>なお、事業者負担の軽減という観点では、許可申請は液化石油ガス法と高圧ガス保安法上で2本必要になるとしても、1本は添付書類を不要とするなど事務処理を軽減することで審査の簡素化は行えると考えている。</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) 「LPガス新型バルクローリーに係る高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)における製造の許可(高圧法5条1項)及び液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律(以下「液石油法」という。)における充てん設備の許可(液石油法3条の4第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の許可を同時に申請する場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」(平15経済産業省原字安全・保安院)及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」を平成27年度中に改正する。 あわせて、事務処理の経減に伴い、地方公共団体の判断で条例によると教科の義務等を定めることができるなどを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>	

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
65	日 地 方に对する規制緩和	産業振興	高圧ガス保安法におけるコールドエバボレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止	<p><b>【提案理由、規制緩和の必要性】</b> 次の規模に該当する「コールドエバボレータ」は、事業者に「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項(1)号、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と比較し、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保存義務(第60条)のほかはなく、両方について届け出ることは、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きい。</p> <p>このため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、第二種製造者の「第二種貯蔵所」としての届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。</p> <p>具体的には、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、第二種製造者が保有する「コールドエバボレータ」について第二種製造者の届出をもって、第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。</p> <p><b>【具体的な支障事例】</b> 事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。</p> <p><b>【期待される効果】</b> 手続きの1本化による事業者負担の軽減</p>		高圧ガス保安法第5条第2項第1号 第17条の2第1項 第60条	経済産業省	富山県	本件にあつては、貯蔵量の多いコールドエバボレータであり、300m <sup>3</sup> 以上の高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに、都道府県は、当該貯蔵所の適切な管理をしていくことが必要である。このため、求める技術基準が第二種製造者と同じであることをもって第二種貯蔵所の届出を不要とすることができないが、届出に当たり重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。	重複する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度軽減されることとなるが、提案に示すコールドエバボレータについては適用される基準が同じ(貯蔵を含む製造の基準)であることから、手続きを1本化するほうが望ましいのではないかと考える。		
201	A. 権限移譲	消防・防災・安全	高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の移譲	<p><b>【制度改正の必要性】</b> 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)において、指定都市の区域内における高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限(特定製造事業所等に係るもの)の指定都市への権限移譲(「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)(平成27年3月12日改定))によれば、高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の移譲は、その被害が市域を越えて広域的なものとなる恐れがあることから、災害発生時には、その被害が市域を越えて広域的なものとなる恐れがあるため、とされているが、指定都市は現在もコンビナート地域に所在する危険物の設置の許可等の事務及び損害対応を行っていること、及びコンビナート地域における災害発生時は、石油コンビナート等災害防止法に基づき災害の拡大防止等が図られるところから、当該理由に矛盾が生じている。なお、被害が市域又は県域を越えて広域的なものとなった場合でも、消防相互応援協定や緊急消防援助隊の制度により現在も対応している。</p> <p>また、特定製造事業所等の施設の多くは、消防法及び高圧ガス保安法の規制を受ける施設(高・危険在施設)であり、申請窓口を一本化して事業者の負担を軽減するという地方分権の基本的な考え方から外れるものである。</p>		改定後の高圧ガス保安法第79条の3	経済産業省	指定都市市長会	経済産業省では、高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の指定都市への権限移譲にあたり、きめ細かいアーケードや産業構造審議会高圧ガス小委員会を通じ、問合せ自治体や事業者の声を聞きながら慎重に検討を重ねてきた。その結果、複数の県及び指定都市から「事業所の規模が大きく、災害発生時に指定都市の区域外へも影響を及ぼす可能性が大きいため、移譲すべきではない」といった懸念が明示的に示されたこともあり、昨年末に「(特定製造事業所等に係るもの)」との結論に至っている。提案について検討を行うに当たっては、当該懸念が解消されるような状況変化等の事実確認が必要なものと認識。	今回の提案にあたりましては、御指摘の当該懸念に対する対応の可否等について、各指定都市の消防機関による検討を行うとともに、共同提案することについての考え方を集約した結果、特定製造事業所等を含めて権限移譲を求める点について、特別異議はなく合意形成が図られたことから、指定都市市長会による共同提案に至ったものです。		

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
青森県、新潟市、熊本県、福岡県	<p>○提案内容にある通り、「第二種製造者」は、法第60条の帳簿に関する規制ではなく、「第二種貯蔵所」には義務化されている。</p> <p>また、「第二種貯蔵所」の技術上の基準は、コールドエバボレータの場合、製造(コールドエバボレータに関する事項)の準用となっており、技術上の基準に違いない。</p> <p>このため、「第二種製造者」に帳簿の記載・保存を義務化した場合、「第二種貯蔵所」の届出を省略(みなし規定等)しても差し支えないと思われる。</p> <p>なお、本市では、当該届出に関して、図面等を省略するなど、事業者の負担軽減を図っている。</p> <p>○同一事業者において「第二種製造者」及び「第二種貯蔵所」の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と第二種貯蔵所の両方に届け出ることは、事業者にとって手手続きが煩雑であり、負担が大きいと考えるため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に集約し、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを同様に検討する。</p>	<p>【全国市長会】 提案の趣旨について、十分に検討すること。</p>	<p>○「高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに」との指摘について、富山県の提案にあるように、「帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課」せば、「当該懸念は解消されると思われるため、みなし規定化をすべきではないか。</p> <p>○第1次ヒアリングにおいて、「第一種製造者については、製造に係る手続の際に貯蔵についても併せて確認しているが、第二種製造者については、製造の届出においては貯蔵について確認していない」との御説明があったが、後者において貯蔵の届出手續が別途存在していることに起因しているので、製造と貯蔵の基準が同一の提案の規模のコールド・エバボレータについては、みなし規定化をして、第一種製造者と同様に、製造に係る手続の際に貯蔵についても併せて確認することとすべきではないか。</p> <p>○第1次ヒアリングにおいて、「提案は、余りにも既定的な部分についての措置を求めるものであり、法改正は難いとの御説明があったが、例えば提案団体である富山県によれば、提案の規模のものは約7割を占めており(85中60基程度)、「限定期的できる」という主張は当たらないと思われることから、第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす制度化を進めるべきではないか。</p>	<p>帳簿の記載・保存については、製造及び貯蔵において異なるリスクがあることから、充填を行う高圧ガスの把握等の項目を求めており、一定貯蔵量以上の貯蔵所(第一種貯蔵所、第二種貯蔵所)に対して、高圧ガスの貯蔵する量の把握等の項目を求めており、それぞれ保安の目的にあつた項目を記載させている。</p> <p>第二種製造者には高圧ガスを貯蔵していない事業者もいる中で、第一種製造者のように、一律全ての第二種製造者に対して、製造及び貯蔵に関する事項の記載を求めることは適切ではなく、また、第二種製造者等の帳簿をもって第二種製造者の帳簿とみなすことは、製造・貯蔵の帳簿に対する目的やその記載事項が異なることから、適切ではない。</p> <p>仮に第二種製造者に対して、帳簿の記載・保存を義務づける場合、製造のリスクに対して行う事項であることから、コールドエバボレータ設置事業者のみに課することは、法律の公平性の観点から適切でなく、全ての第二種製造者が対象となり、合理的でない。</p> <p>また、行政側として、第二種貯蔵所の届出については、貯蔵の保有リスクを有する事業者として、公共の安全・災害防止の観点から管理するために必要なものであり、該当する規模のコールドエバボレータ設置事業者のみ第二種貯蔵所の届出を廃止することについては、行政事務や正味なリスクの低減について複雑化する恐れがある。</p> <p>一方、該当する規模のコールドエバボレータ設置事業者に係る届出の添付書類を重複するため、簡略化する旨の通達改訂を行い、合理化を図ることとする。</p>	<p>6.経済産業省】 (1)高圧ガス保安法(昭26法24) コールドエバボレータに係る第二種製造者の届出(5条2項1号)及び第二種貯蔵所の届出(17条の2第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の届出を同時に実施する場合に重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」(平15経済産業省原子力安全・保安院)を平成27年度中に改正する。</p>
	<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			<p>「当該懸念に対する対応の可否等について、各指定都市の消防機関による検討を行われたとのことだが、その内容を御教示頂きたく。」</p> <p>具体的な关心事項としては、昨年6~7月に道府県及び指定都市に対するアンケートを実施した際、「懸念がある」と回答した指定都市が、どのような状況変化とそれに基づく判断で問題ないと結論を得たのかという点であり、これが国民説明の観点から極めて重要だと考える。</p> <p>経済産業省としては、事務・権限の移譲に関し、公共の安全の確保を維持しつつ実施可能かという点を第一に考えているため、御理解頂きたい。</p> <p>なお、広域的な対応策として連携体制の構築を御説明頂いているが、これは從前からの取組であり、それを前提にアンケート実施時点は「懸念がある」と回答されているものと想定。</p> <p>また、経済産業省における検討内容等については、以下のURLを参照頂きたい。</p> <p>○産業構造審議会高圧ガス小委員会(第5回・第6回・第7回) <a href="http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/27.html">http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/27.html</a></p>	

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
294	日本地方に対する規制緩和	環境・衛生	動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和	【具体的な支障事例】 野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器は平成24年度の経済産業省での検討を経て、火薬を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。 他方、神奈川県では、通常の有害鳥獣対策では対応が難しい高標高地でシカが高密度で定着し、シカの採食による林床植生の著しい衰退や、植生が消失した場所での土壤流出が深刻化していることから、森林が持つ水資源涵養機能の喪失等、從来的農業被害を超える社会的リスクが非常に高まっており、クマ等の人里出没等の問題にも影響している可能性がある。こうした状況の下、広域で野生動物の行動を調査することができますます重要な役割を果たす環境省が所管する法規「ガイドライン等や農林水産省の「野生鳥獣被害防止マニュアル」でも科学的データに基づく野生動物の保護及び管理の重要性が示されている。 しかし、火薬類取締法において発信器の譲渡又は譲受に許可が必要となるため、譲渡の許可申請を行い、許可を受けてから発信機を発注して納品され使用可能となるまでには、概ね3ヶ月以上を要し、迅速な調達が困難であり、特にクマの人里への執事が多発するなど実効的な場合の対策等に支障を来たすおそれがある。	【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、脱落回収の作動の確実性から、脱落装置に火薬を用いた発信器を採用している。動物の出没状況に応じて臨機応変に対応し、一連の作業を円滑かつ迅速に実施するためには、発信器について無許可譲受で購入可能とする、又は、届出制とする必要がある。	火薬類取締法第17条第1項	経済産業省	神奈川県	動物生態調査用遠隔測定発信器は、野生動物の生態調査における有効ツールとして、野生動物被害の社会問題化を背景にその需要が増加してきたため、平成25年に規則及び告示を改正し、当該発信器の法令上の位置づけを明確化するとともに、使用実態を踏まえ、その取扱について目的及び数量を制限した上で火薬庫外貯蔵及び無許可消費を認める等の規制緩和を図ったものである。 譲渡・譲受については許可制としているが、これは許可申請時にその目的等を確認することで、内蔵された火薬又は爆薬を集めると等の犯罪等を目的とした火薬の入手や使用を防止しているものであり、ひきつづき現行規定のおり許可制とすることが必要であり、提案にあるような無許可又は届出制の取扱いどすることは困難である。 なお、提案団体の実務に関しては、火薬類の譲渡・譲渡許可について、書類や佛等の場合を除いて基本的に標準処理期間(7日間)内に処理されているとともに、貯蔵場所等の問題がなければ前年度実績等を踏まえた年間使用見込み量による申請も認められていると認識しており、当該手続きが発信器の調達に時間をする原因になっているとは考えにくい。	動物生態調査用遠隔測定発信器については、野生動物の行動域を把握し生態調査を実施するための有効なツールとして、本県においては、自然環境保全センターが平成25年度からシカ・クマへの装着を開始している。 本県でのこのような新たな業務が開始されてから3年が経過し、当初は火薬類取締法に基づく譲受・譲渡の許可を受けるまでに時間が要していたが、年々、運用の改善等により所要時間が短くなり、平成27年度上半期においては、標準処理期間内に許可を受けるようになっていている。 しかし、ソキノワグマ大量出没等の緊急事態においては、標準処理期間内(7日間)の処理では即時に対応することが困難な場合もあることから、譲受・譲渡を無許可又は届出制にすることも視野に入れながら、都道府県等の行政機関が発注する委託業務に限っては、県が所有する発信器だけではなく、予備的に受託者が保有する発信器を使用することを可能とする措置を検討されたい。	
74	A権限移譲	環境・衛生	採取計画の認可事務等の都道府県から市町村への移譲	富山県は、南部に北アルプス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け水となり、地表や地中に流れています。 このような地理的要因もあり、本県は豊富な地下水资源を有しており、昭和60年には環境省(現在の環境省)が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事來歴を有する名水を選定した「昭和の名水百選」と、平成20年に選定された「平成の名水百選」)と、それぞれ4か所ずつ、合わせて8か所が選ばれています。 このような環境のなか、砂利採取を地域の実情が勘案されないまま認められれば、貴重な地下水流の毀損や、泥水の混入等による飲用水地下水、海洋の汚染等が生ずる、生活、環境などの面で悪影響を及ぼすことがあります。 砂利採取法第36条では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務が課されていますが、本県では防災上問題がある場合にのみ県と関係市町村が協議することでできるとされており、その他の理由では県が行う可・不可認可について、市町村が開拓する余地がない状況です。 このような状況のなか、いったん問題が発生してしまえば採取前の環境に戻すことは難しく、市内では、採取の認可が下りた場所から地下水流が漏れ出し、溢れかえっているというような事例も発生しています。また、採取後に場所を埋め戻す際、ダノイキシ等で汚染された土壌を使用していく場合、土が綿まとわらず、降雨や水田の再開拓などで汚染物質などが地下水に流入し、健康被害が発生し、通報のあった時には手遅れである。といった問題が懸念されます。 このことから、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限の移譲を望むものです。	砂利採取法 採取計画の認可(法第16条)、認可の基準(法第19条)、変更の認可等(法第20条第1項・同2項・同3項)、認可採取計画の変更命令(法第22条)、緊急措置命令等(法第23条第1項・同2項)、廃止の届出(法第24条)、認可の取消し等(法第26条)、報告の徵取(法第31条)、立入検査等(法第34条第2項)、都道府県知事への通報等(法第36条第3項)、聴聞の特例(法第38条第1項)、国等に対する適用(法第43条)	経済産業省	滑川市	本提案は、砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について市町村への権限移譲を求めるものであるが、各市町村間では事務処理能力等に大きく差があることから、法による全国一律の権限移譲については慎重に検討すべきである。 滑川市の権限移譲に係る要望については、富山県側に対し地方自治法252条の17の2の権限移譲を求めて達成可能である。また、滑川市が具体的な支障事例として挙げている水質の汚濁、汚染土壤による埋め戻し等については現行の砂利採取法37条で県知事に対し必要な措置を要請することによって対応可能である。	再度、県と事務処理特例条例での移譲に関する協議を予定しており、貴省の御回答に対して意見は無い。 ただ、当市では、7月に砂利採取場の埋め戻しで不法投棄事業が判明するなどしており、そうした問題が発生していることを認識いただきたい。		

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
		<p>【全国市長会】 事実関係について提案団体と十分に確認を行なうべきである。</p>		<p>火薬類の譲渡・譲受を許可制としている趣旨は、許可申請時にその目的等を確認すること、内職された火薬又は爆薬を集める等の犯罪等を目的とした火薬類の不正な入手や使用の未然防止を図ろうとするものである。このため、動物生態調査用遠隔測定発信器についても引きつづき許可制とすることが必要であり、提案にあるような無許可又は届出制の取扱いなどすることは困難である。 なお、提案団体の業務に関しては、火薬類の譲受・譲渡許可については、前年度実績等を踏まえた年間使用見込み量による申請も認められないと認識しており、当該発信器について、あらかじめ野生動物大量出没等の緊急事態を想定した年間使用見込み量により譲受許可を申請することは可能と考えられる。 また、許可を受けて譲り受けた火薬類を、譲受目的の範囲内で転用することは一般的に認められており、ご提案の事例の場合、都道府県等の委託業務の目的(動物の駆逐を目的とする調査)が、受託者が別に譲受許可を受けて保有する発信器の使用目的(動物の駆逐を目的とする調査)の範囲内であれば、当該発信器を委託業務の用に転用できるものと考えられる。貴県の火薬類取締法所管部署に法令の運用解釈についてご確認されたい。</p>	
豊橋市		<p>【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、砂利採取場における採取計画の認可(河川管理者に係るものを除く。以下同じ)、認可採取計画の変更の命令、砂利の採取の停止の命令、認可の取り消し又は砂利の採取の停止の命令、砂利採取事業者からの報告の徵収、砂利採取事業者への立入検査については、市に権限を移譲するべきである。 【全国市長会】 地域の実情に応じた対応が可能となるよう手挙げ方式による移譲を求める。</p>			

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
76	地方に対する規制緩和	その他	特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和について	特定計量器(質量計)定期検査周期(2年に1回)の規制緩和について	<p>【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】</p> <p>特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前提とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。</p> <p>実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならぬ状況である。</p> <p>平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品となっており、計量器の信頼性が高まつており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。実際、本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量器)に留まっていることや、所有者の管理水平が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。</p> <p>また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考える。</p>	計量法第19条1項 計量法第21条1項	経済産業省	郡山市、太子町、田川市	<p>計量法の規制対象となる特定計量器の構造については、型式ごとに承認(型式承認)を受けることが可能だが、非自動はかりの場合、計量性能が経年劣化するため、適正な取引又は証明を行うためには定期的に計量誤差を確認する必要がある。加えて計量性能の劣化は、使用状況・条件(使用頻度、質量、環境等)によっても異なるため、個々の計量器毎に定期的に確認を行う必要があり、さらには型式承認後に不正な調整が行われた非自動はかりを排除するためにも、2年に一度の定期検査を実施している。</p> <p>加えて、国際的な類似の制度においてもやはり定期検査周期は1~2年程度となっている。</p> <p>また、定期検査の周期の妥当性については、実施主体である都道府県、特定市、指定定期検査機関の不適合率も調査する必要がある。</p>	<p>特定計量器(質量計)については、近年、計量器の信頼性が高まっていることに加え(本市不合格率1%以下)、定期検査や商品量目立入検査、普及啓発事業の実施等により、特定計量器使用者の計量管理意識も格段に向上していると考える。</p> <p>例えば、本市内大手スーパーなどにおいては、計量法より厳しい量目公差基準を自社で定め、同基準による計量を実施したり、自主的にメーカーの定期的なメンテナンスを実施したりしている。</p> <p>また、水場など性能劣化が想定される環境下で計量器を使用する事業所では、適宜計量器の買い替えも進められている。</p> <p>このように、事業者の意識も高まり、日頃から適正な計量を行うための適切な対応がなされており、これは当然本市内事業所に限ってのことではないと思われる。</p> <p>さらに、近年の厳しい消費者目線も鑑み、不正な調整は事業者にとってデリケートが大きく、定期検査期間の延長が直接不正な調整につながるとも考えられない。このようなことから、全ての量計に一律、2年に1度の定期検査が義務付けられるのではなく、一般消費者への影響や使用実態に配慮した規制緩和の検討が必要と考える。</p>	

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
<p>鹿角市、由利本荘市、 茂木町、豊橋市、新居 浜市、東温市、久留米 市、中津市</p> <p>○ 検査に対応する職員数も少なく、検査の不合格率も1.2%と低いため、検査周期を延ばすよう 緩和してほしい。 ○ 検査に不合格になる特定計量器は1%以下に留まっていることから、適正計量は確保され ていると考える。このため、検査周期を4年に1回にするなどの規制緩和が必要ではないかと考 える。 ○ 平成26年度検査における不合格率は0.9%(検査台数1,193個、不合格数11個)であるな ど、計量器の精度が著しく向上していると認められることから、規制緩和が必要と考える。 ○ 計量器の信頼性が近年高まっているにかかわらず、特定計量器の定期検査は2年に1回と 変わっていない。検査の不合格件数は、直近で54件中1件と2%未満であり、検査期間の延 長が必要ではないかと考える。 ○ 特定計量器定期検査の不合格率が低く、特定計量器自体の精度も高く、信頼性が高まっ ている。検査周期を2年に1回より、さらに延長することは必要であると考えている。 ○ 定期検査の不合格率は1%程度で推移しており、計量器によるトラブルもないことから、検 査周期を延ばすことが可能だと考える。 ○ 現時職員を含む5名の業務職員で定期検査を行っており、検査期間中は他の業務に対応 することができず、大きな支障となっている。 ○ 平成27年度の実施状況 実施期間:6月18、19、22日(3日間) 検査台数:132台 不合格台 数:2台 不合格率:1.5% ○ 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられており、2地域に分けて隔年で 実施している。現在の特定計量器の信頼性は各段位向上しており、「検査に不合格になる特定 計量器は、0.6%以下で平成12年以前に製造の計量器が9割)に留まっていることや、所有者 の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保されていると考える。」ことか ら、検査周期の見直しが必要ではないかと考える。 ○ 文庫事例については、左記に同じ。以下、補足事項。 適正な計量を確保したうえで、事務の簡素化に資するための規制緩和の流れには賛成する。 しかしながら、所有者の管理意識及び計量器の使用環境が、個々の所有者間で差があること から、管理環境が一定水準以上にあるものの規制緩和の対象とすべきと考える。 提案に全面的に賛同しているものではない。 ○ 保健部門が管理している体重計だけでも18個あり、赤ちゃん健診で使用する特殊な形をし ていたため、定期検査会場に運ぶために、複数台で複数の職員が従事しなくてはならず、2年 に1回とはいえない負担となっている。また、検査の日はその体重計が使用できないため、業務の遂 行の支障にもなっている。</p>	<p>【全国知事会】 安全確保の観点から見直しに慎重な意見が 多数あり、提案は慎重に検討すべきである。 【全国市長会】 特定計量器の精度維持に資するよう、検討す ること。</p>	<p>○ 定期検査期間については国際基準に定めが無いものと認識して おり、海外においても定期検査自体を行っていない国もあるなど、2 年の定期検査期間は必ずしも国際標準とまでは言えず、検査期間を 延長しても問題ないのではないか。 ○ 平成27年12月22日閣議決定の「定期検査の周期は、原則として2年以内とする」という規定は、定期検査の実施を確保することは自治体にとっても極めて 重要と考えられていることに留意すべきである。</p>	<p>(1) 提案団体・共同提案団体の指摘について 提案団体及び共同提案団体(このうち特定期は3市のみ)は、非自動化はかりの使用者の計量管理意識の向上の理由により、定期検査の不合格率は概ね1%程度にまで低下してきていると指摘しているが、8月19日付けの当時の回答のとおり、平成5年以後、不合格率は概ね1%程度で推移しており顕著な変化はない。 計量管理意識の向上については、これは国・地方自治体、計量関 係機関・団体、メーカー等を通じて、今後も引き続き努めていくべきものであり、定期検査の周期の延長とは別の議論である。 また、本件について、全国知事会から「見直しに慎重な意見が多数 あり、提案は慎重に検討すべき」、全国市長会から「特定計量器の精 度維持に資するよう、検討すること」という意見が提出されているよ うに、常に適正な計量の実施を確保することは自治体にとっても極めて 重要と考えられていることに留意すべきである。</p> <p>(2) 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点について 計量器に関する国際機関として国際法定計量機関(OIML)があり、 国際的な計量器の技術基準を定めている。各国はその基準を遵守す る義務があり、そのため必要な検査の周期は各國が判断することとし ている。御指摘のとおり、定期検査の周期自体は国際基準で定めら れていないので、主要国とも、周期を1~2年に設定しているのが現 状である。例えば、独においては、日本と同様に2年の周期で、初期 検定と定期検査を統計上区別していないが、不合格率は1~2%程 度となっている。 したがって、正確計量が担保されているか、消費者等の不利益がな いかなどの視点を欠いています。「2年の定期検査期間は必ずしも国際 標準とまでは言えない」という理由のみで、「検査期間を延長しても問 題ない」という結論を出すのは合理性を欠く。(別紙あり)</p>	<p>6【経済産業省】 (6) 計量法(平4法51) (i) 特定計量器(非自動化はかり)の定期検査(19条)については、地 方公共団体の負担軽減に資するよう、指定定期検査機関を指定(20 条1項)した地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p>	

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
161	日本地方に対する規制緩和	産業振興	特級基準分銅の検査証印有効期間の延長	基準器検査規則第21条の二(ハ)により、有効期間が3年に定められているが、同様、5年と緩和していただきたい。	【制度改正の必要性】 基準器(特級基準分銅)は基準器検査規則第21条の二(ハ)により、有効期間が3年に定められているが、校正施設(産業技術総合研究所つくばセンター(※))への輸送等に多くの費用(搬送委託の場合約5万円程度、直接持込の場合約6万5千円程度)が必要であること、検査期間も1~2ヶ月を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。 ※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うこととなっている。 加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。 経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における当事者同士が計量に関する技術的知見を有していたり、JCSS35の校正証明書や民間による第三者認定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が充実していることや、ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを踏まえ、計量器毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治体の計量業務の適切な実施の観点から見ても、過度な規制ではないと考えられる。 特級分銅に比べて使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に有効期間を5年に緩和していただきたい。	計量法第104条第2項  基準器検査規則第21条の二(ハ)	経済産業省	岐阜市	特級基準分銅は、基準分銅の中で最上位に位置づけられ、下位の分銅の精度確認及び精度の高いばかりの精度確認に用いられるものであり、自治体内のすべての非自動化の定期検査において基準となる分銅である。 分銅は、その使用頻度にもよるが質量が徐々に減少することが知られており、1級基準分銅よりもその許容誤差(公差)が1~3以内と極めて高い精度が求められることから、1級基準分銅と同じ有効期間(5年)とするのは適切ではない。 また、同程度の分銅の校正周期は、日本の民間の校正制度である計量トレーサビリティ(JCSS)制度においては3年、諸外国においては1~2年としていることから、現在の3年は妥当である。さらに、分銅は、古くから金属の塊であり、技術進歩や使用頻度によって、その有効期間の延長の可否を検討する類のものではなく、3年程度での精度確認を定期的に行うのが適切である。 なお、基準器(特級基準分銅)についてでは、この特定市において必ずしも保有しなければならないものではないため、提案市において特級基準分銅の使用頻度が少なく、使用頻度に比して輸送コストの負担感が生じているということであれば、県も含めた周辺自治体による基準器検査の協力体制を検討することも一案。	岐阜市が所有する特級基準分銅は、平成12年度に購入したものであるが、例えば、20kgの場合、購入から現在までの約15年間で、計4回の基準器検査を受検したが、過去の成績書にも記載されているとおり、すべての検査項目において器差は0であった。 貴省の1次回答のとおり、特級基準分銅については、極めて高い精度を維持しなければならないのであるが、使用頻度、環境条件、保管方法等が適切であれば、本市の事例のように長い期間、正確な精度を保つことは可能である。 また、諸外国との比較においては、貴省の回答に記載されているように各国において制度が異なるため単純に比較できるものではなく、法の目的である精度の維持が達成されるのであれば、現行の3年とする必要はないとも考えられる。 期間超過により質量の誤差が生じる可能性よりも、むしろ、特級基準分銅が輸送時に損傷を受けること等による誤差の可能性の方が高いのではないかと考えられ、基準器検査期間を5年に緩和していただきたい。 なお、周辺自治体による基準器検査の協力体制については、本市でも岐阜県と検討するところであるが、その場合であっても県は検査を受ける必要があり、費用負担に係る支障以外の支障(損傷等のリスクなど)は解消されない。		

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
-	<p>○ 提案内容と同じ支障事例、校正施設への輸送に多くの費用が必要であること。</p> <p>○ 同様に特級基準分銅の使用頻度は低く、磨耗等の可能性も極めて低い状況にある。そのため、有効期間5年への緩和は妥当であると考える。</p> <p>○ 支障事例については、左記に同じ。以下、補足事項。</p> <p>○ 支障事例を検査を実施するための輸送費用、検査期間、輸送による毀損リスク等を考慮し、規制緩和の流れには賛成する。</p> <p>○ 特級基準分銅は、特に高精度の精度が要求されるものであることから、保管環境、手入れ等の管理が万全であることが担保される場合にのみ有効期限を延長すべきと考える。</p> <p>提案に全面的に賛同しているものではない。</p>	<p>【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、負担軽減について検討を行うこと。</p>	<p>○ 國際基準に適合する精度を担保できる検査体制を確保する。 県から、國際比較を踏まえつつも、自治体の負担が過度のものとならないよう、合理的な期間設定をしていただきたい。</p> <p>(提案団体においては、産業技術総合研究所開西センターの廃止により、検査のための輸送に係るコストやリスクが増大していることに留意すべき。)</p> <p>○ 第1次回答において、「提案市において特級基準分銅については、すべての特定市において必ずしも保有しなければならないのではないか」との指摘があったが、質量標準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行うためには、上位の特級基準分銅を保有する必要がある。特定市町村における基準器検査の権限が無いため、特級基準分銅に誤差が生じても、その影響は当該市が保有する実用基準分銅への影響等と限定的であり、都道府県の場合と比べて、その影響が小さい。</p> <p>また、平成5年以前の非自動はかりの定期検査で、市部と都部で使用頻度が異なることを理由に検査期間を1年と3年に分けており、使用状況に応じて検査期間を分けていた例もある。</p> <p>輸送による損傷等のリスクも考慮して、特定市町村の有する特級基準分銅については検査期間を延長るべきではないか。</p>	<p>(1) 提案団体・共同提案団体の見解について 提案市は「過去4回特級基準分銅の基準器検査に合格した」と指摘しているが、特級基準分銅は非自動はかりの定期検査制度の根幹をなすものであり、本来、合格することが当然なものである。</p> <p>提案市・共同提案団体は管理・保管方法等が適正であれば基準器検査の周期を延長しても良いのではないかと指摘している。しかし、特級基準分銅は厳重に管理・保管されなければならない。自治体ごとにその程度に軽重があるではなく、受取側の産業界において、損傷リスクは殆ど考えられないと評価している。</p> <p>(2) 提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点について 「質量標準管理マニュアルを作成して1級実用基準分銅の自主検査を行ったために、上位の特級基準分銅を保有する必要があるとの指摘について、特定市は、自ら特級基準分銅を保有し、自主検査をする義務ではなく、都道府県に対して、当該特定市が保有する1級実用基準分銅の精度確認を依頼すればよい。」</p> <p>6【経済産業省】 (i) 計量法(平4法51) (ii) 基準器(基準分銅)(104条)の保有等については、特定市町村(10条)の負担軽減に資するよう、基準分銅の貸し借りを行っている地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。</p>	

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
107	A 権限移譲 産業振興	中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業の都道府県への移譲	【制度改正の必要性】 中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべくなく、地域の実情に応じて、長期的な視点に立ちながら重点的・効果的に施策を開拓することが望ましい。 支援の質を一定以上にすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした研修会等を国が実施することで都道府県間のレベルの統一等は可能と考える。 【支障事例】 所謂小規模基本法、小規模支援法の趣旨に基づく、小規模企業の持続的な発展や県、市町で策定中の地方創生総合戦略の着実な推進のために、各種支援機関同士の緊密な連携により、國のみならず県、市町の施策を多くの企業に効率的に活用してもらうことが重要である。 栃木県においては中小企業支援の中核的な役割を担う(公財)栃木県産業振興センターが事業を受託しているが、当該センターと「よろず支援拠点」の2つの総合的業務を、必要となる人、財源とともに、中小企業から各都道府県へ移譲する。「よろず支援拠点」には市町との連携に関するノウハウが無く、連携が必要な際には、県の関与が必要であり非効率的である。また、「よろず支援拠点」の支援情報等が県にないため、商工団体等と連携して実施するセミナー開催等について、事前に県の事業との棊分けができない。 中長期的な視点に立った、県、市町、商工団体等支援機関の連携による伴走型支援体制を構築する中、國の方針によってその存立が左右される「よろず支援拠点」を位置づけることが難しい。 【財源スキーム】 経産省→県(交付金)→よろず支援拠点(委託費)	【制度改正の必要性】 本事業は、全国に約385万業者の中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあつたため、十分な経営相談が受けられない地域等を結果として生じさせないよう、地域の経営相談機能の強化を図っていくことは國の責務と考え、経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。さらに、同時に全国本部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないよう適切な評価や管理も行っている。 また、都道府県・市町村等の各種支援機関同士の連携については、全国本部による研修等を通じ、拠点が都道府県・市町村の施策等を活用して連携して支援を行っている取組事例や、他の支援機関とよろず支援拠点との連携事例などを発表することで、連携の促進を図っている。 加えて、コーディネーター等と実施機関は相互に協力・連携しながら本事業を実施することとしており、定期的に両者間で連携会議等を開催し、それぞれの窓口に相談にきた案件の相互紹介や情報、問題認識の共有に取り組むこととしている。 上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来てない相談に対応するなどのものであり、都道府県・市町村等の各種支援機関と協調しながら、地域の経営支援体制を強化・補完する役割を担うものである。	経済産業省 (中小企業庁) 中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業公募要領	経済産業省 (中小企業庁) 栃木県	国によろず支援拠点設置の趣旨や、県・市町や支援機関と連携しながら地域の経営支援体制を強化するものだということについては十分理解している。 その上で、よろず支援拠点がその機能を十分に発揮し、地域の支援機関と連携しながら効果的に中小企業・小規模事業者支援を行なうためにには、全国画一的な運用を行うべきではなく、コーディネーター等を対象とした研修会等を国が実施するなどして支援レベルを一定以上に保ちながら、県が、地域の実情に応じ、県等の支援策とも連動させ、長期的な視点に立って運用等を行なう必要がある。				

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
北海道、神奈川県、岐阜県	<p>○ 小中企業支援センターに配置されている相談員とよろず支援拠点のコーディネーターは、兼務が認められておらず、両者の情報の共用化が課題となっている(相談者にとっては、支援センター、国のよろず支援拠点の区別は、重要な問題ではない)。</p> <p>県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることと、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている。</p> <p>また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国がよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用されているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。</p> <p>○【制度改正の必要性】</p> <p>県が従来より実施する「総合相談窓口等のワンストップ総合支援」と国が「よろず支援拠点事業」といった類似事業が、同一自治体内で別々に存在することから、事業の棲み分けが不明確で、非効率となっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県が設置する「モノづくりコーディネーター」と国が設置する「よろず支援拠点」の相談窓口が1つの支援機関に併存しているため相談者にとって分かりにくい。</p> <p>また、よろず支援拠点で受けた相談をモノづくりコーディネーターに引き継ぐ場合がある等、非効率くなっている。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>国は、各自治体が実施する中小企業ワンストップ総合支援を強化するため、財源および側面から支援を行う。</p> <p>例えば、国のよろず支援拠点事業の財源を、各都道府県が実施する中小企業ワンストップ総合支援の財源として委託または各都道府県支援機関への助成とともに、各都道府県支援機関のスキルアップのための情報提供や連携促進などの機会を提供するなど支援機関向けの支援(側面支援)を行う。など。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援は、都道府県の開拓を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。また、都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援に係る事業の創出に関する事業と連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があつたため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>		<p>よろず支援拠点は、①売上拡大や資金繰り等、既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③「的確な支援機関等の紹介」等を地域の支援機関・自治体等と連携しながら実施している。</p> <p>これら機能は、これまで中小企業支援センターや商工会、商工会議所等の地域の支援機関では行われていなかった機能であり、当該支援機関では対応できない相談を受け付け、中小企業が抱える経営課題の解決を図ることと、補完機能を担うものである。</p> <p>また、よろず支援拠点全国本部による全国レベルでの各拠点の工夫した取組や事例を共有する研修や、全国本部専門家による各拠点への定期的なサポートなどを実施することによって、全国一律によろず支援拠点の機能強化を図ることが可能となっている。加えて、全国レベルで人材を募集し、本事業のモデルとなつている「B-Cの小出センター長や板橋立企活性化センターの中嶋センター長による審査の下、コーディネーターの人選を行うことで、全国のよろず支援拠点に優れた人材を配置することが可能となっている。</p> <p>こうしたよろず支援拠点の活動に対し、ユーザーからは「様々な機関に相談をしたが、何処に行っても解決できないなか、よろず支援拠点では手厚い支援を受けた」といった声や、「周囲に相談できる人がおらず、ずっと一人で製品化を進めましたが、よろずに相談してからは気軽に相談できるようになった」といった意見が寄せられ、満足度(ユーザーアンケートの回答数に占める「よろず支援拠点のサービスに満足した」という回答数の割合)も約85%となっており、また、本事業を実施している機関からも「これまでお客様としてリードして出ていなかった創業希望者や小規模事業者からの相談が増えて、支援の枠が広がった」、「デザインやITを活用した新たな支援を行うことが可能となった」といった意見が寄せられ、地域の取組を補完する國の事業として十分な評価を得ているところである。そのため、本事業を都道府県に移管することはユーザー及び支援機関の不利益につながることとなる。</p> <p>なお、本事業は公募を通じて実施機関を選定しており、実施地域である47箇所のうち、42箇所は県が設置している中小企業支援センターからの応募があり、北海道、栃木県、神奈川県、岐阜県においても、中小企業支援センターが実施している。</p>	

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
292	A 権限移譲	産業振興	中小企業・小規模企業者ワントップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事業の更なる強化を図るため、国が実施している中小企業支援事業(よろず支援拠点事業)の移譲又は県と協調した事業の実施を求める。	【具体的な支障事例】 県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談すべきかが不明確で相談者にとって分かりにくい状態となっている(別添参照)。 また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国とのよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となつているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。	【地域の実情を踏まえた必要性】 権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、より効果を上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の業務を可能とする、「よろず支援拠点における相談管理のための「相談カルテ」を支援機関の実情に合わせてカスタマイズ可能なものとして、相談案件の一括的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようすれば、サービスの面でも、支援スキルの浸透の面でも、より実効をあげることが出来る。	中小企業・小規模事業者ワントップ総合支援事業公募要領	経済産業省(中小企業庁)	神奈川県	本事業は、全国に約385万いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のヘルプ・質・専門分野・活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談において対応できていないケースがあつたため、十分な経営相談が受けられない地域等を結果として生じさせないよう、地域の経営相談機能の強化を図っていくことは国の責務と考え、経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。 また、その実施にあたっては、コーディネーター等実施機関にて相互に協力・連携しながら本事業を実施することとしており、定期的に両者間で連携会議等を開催し、それぞれの窓口に相談にきた案件の相互紹介や情報、問題認識の共有に取り組むこととしている。 さらに、都道府県の実施する事業との連携については、都道府県と連携協定を結んでいるコンビニへのよろず支援拠点のチラシ等の設置や、都道府県で認定している経営革新計画承認企業のうち、伸び悩んでいる企業リストのよろず支援拠点への共有など、拠点毎に様々な連携に取り組んでいくところで、よろず支援拠点全国本部による研修等を通じて、こういった連携して支援を行っている取組事例を他拠点に共有することで、更なる連携の促進を図っている。 上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に対応するなどのものであり、都道府県・市町村等の各種支援機関と協調しながら、地域の経営支援体制を強化・補完する役割を担うものである。 なお、相談カルテについて、随時各拠点の要望を受け付け、必要に応じシステム改修を実施し、それらを適切に反映することとしている。	国の責務として、地域の経営相談機能の強化・補完に取り組む意義は理解できる。 しかし、質の面で一定の水準を確保していく取組は、都道府県の実施する事業と連携して進めることができることから、一律に進めるべきではない。 本県では、中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国とのよろず支援拠点に配置している「コーディネーター」について、開東経済産業局の指導に基づき、同様の業務を行っているにもかかわらず別々に任用しているため、支援業務が非効率となつているとともに、双方の連携強化に支障が生じている。 相談カルテについて、随時拠点の要望を受け付け、シスルム改修を実施する対応をされているのであれば、その他の事項についても、随時要望を受け付け、より効率的な経営相談機能が確保されるよう、地域の実情を踏まえて、適切な対応が図られることを期待する。	

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
北海道、栃木県、岐阜県	<p>○ 小中企業支援センターに配置されている相談員とよろず支援拠点のコーディネーターは、兼務が認められており、両者の情報の共用化が課題となっている(相談者にとっては、道の支援センター、国のよろず支援拠点の区別は、重要な問題ではない)。</p> <p>○制度改正の必要性】</p> <p>県が従来より実施する「総合相談窓口等のワンストップ総合支援」と国の「よろず支援拠点事業」といった類似事業が、同一自治体内で別々に存在することから、事業の棲み分けが不明確で、非効率となっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県が設置する「モノづくりコーディネーター」と国が設置する「よろず支援拠点」の相談窓口が1つの支援機関に併存しているため相談者にとって分かりにくい。</p> <p>また、よろず支援拠点で受けた相談をモノづくりコーディネーターに引き継ぐ場合がある等、非効率となっている。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>国は、各自治体が実施する中小企業ワンストップ総合支援を強化するため、財源および側面から支援を行う。</p> <p>例えば、国のよろず支援拠点事業の財源を、各都道府県が実施する中小企業ワンストップ総合支援の財源として委託または各都道府県支援機関への助成とともに、各都道府県支援機関のスキルアップのための情報提供や連携促進などの機会を提供するなど支援機関向けの支援(側面支援)を行うなど。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援は、都道府県の開拓を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができます。都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度ができるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>		<p>よろず支援拠点は、①売上拡大や資金繰り等、既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③「的確な支援機関等の紹介」等を地域の支援機関・自治体等と連携しながら実施している。</p> <p>これら機能は、これまで中小企業支援センターや商工会、商工会議所等の地域の支援機関では行われていなかった機能であり、当該支援機関では対応できない相談を受け付け、中小企業が抱える経営課題の解決を図るなど、補完機能を担うものである。</p> <p>また、よろず支援拠点全国本部による全国レベルでの各拠点の工夫した取組や事例を共有する研修や、全国本部専門家による各拠点への定期的なサポートなどを実施することによって、全国一律によろず支援拠点の機能強化を図ることが可能となっている。加えて、全国レベルで人材を募集し、本事業のモデルとなつて5-Bの「小出センター長」や板橋区立企業活性化センターの中嶋センター長による審査の下、コーディネーターの人選を行ふことで、全国のよろず支援拠点に優れた人材を配置することが可能となっている。</p> <p>こうしたよろず支援拠点の活動に対し、ユーザーからは「様々な機関に相談をしたが、何処に行っても解決できないなか、よろず支援拠点では手厚い支援を受けた」といった声や、「周囲に相談できる人がおらず、ずっと一人で製品化を進めましたが、ようやくに相談してからは気軽に相談できるようになった」といった意見が寄せられ、満足度(ユーザーアンケートの回答数に占める「よろず支援拠点のサービスに満足した」という回答数の割合)も約85%となっており、また、本事業を実施している機関からもこれまでお客様としてリードして出ていなかった創業希望者や小規模事業者からの相談が増えて、支援の枠が広がった。「デザインやITを活用した新たな支援を行うことが可能になった」といった意見が寄せられ、地域の取組を補完する国の事業として十分な評価を得ているところである。そのため、本事業を都道府県に移管することはユーザー及び支援機関の不利益につながることとなる。</p> <p>なお、本事業は公募を通じて実施機関を選定しており、実施地域である47箇所のうち、42箇所は県が設置している中小企業支援センターからの応募があり、北海道、栃木県、神奈川県、岐阜県においても、中小企業支援センターが実施している。</p>	<p>[再掲]</p> <p>4【経済産業省】</p> <p>(11) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業</p> <p>中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備されるよろず支援拠点については、国と都道府県の連携強化を図るために、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国が行うよろず支援拠点の定期的な意見交換の仕組みを平成28年度中に構築する。</p>

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
183	B 地方に対する規制緩和	産業振興	セーフティネット保証(5号:業況の悪化している業種)の認定要件への「利益率減少」の追加等及び指定業種の見直し	中小企業への支援を充実し、地域の維持・発展を図るため、円安による原材料の高騰等にも対応する。また、認定要件に「利益率減少」を加えるとともに、「事業基盤が比較的脆弱な小規模企業については、認定要件の更なる緩和を求める。併せて、指定業種の見直しを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号)の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず販品価格に転嫁できないこと」が要件となっているが、売上高の減少に歯止めがかかっている。又は持ち直しているものの、円安による原材料(原油等以外も含む。)の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくないと考えられる。 また、指定業種数が見直し等により減少しており(※)、この結果、本市では、京都不ではのものづくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や精米・穀物加工業(西陣織)等が指定から除外され、資金繰りに窮るなど、衰退の危機にさらされている事業者もある。 ※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686業種 →平成27年4月1日時点: 254業種(△432業種、△63.0%)  【見直しによる効果】 当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実され、地域の維持・発展に寄与することができる。	中小企業への支援を充実し、地域の維持・発展を図るため、円安による原材料の高騰等にも対応する。また、認定要件に「利益率減少」を加えるとともに、「事業基盤が比較的脆弱な小規模企業については、認定要件の更なる緩和を求める。併せて、指定業種の見直しを求める。	中小企業信用保険法第2条第5項第5号 特定中小企業者認定要領4(5)	経済産業省	京都市	中小企業・小規模事業者の資金繰りの確保に当たっては、経営改善を合わせて実現していくことが極めて重要である。こうした認識の下、本年2月に成立した平成26年度補正予算では、公的金融機関における貸付制度や保証制度の拡充を実施したところ。 具体的には、日本政策金融公庫及び商工中において、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来たす事業者等に対して、経営支援を含む手厚い資金繰り支援を行っている。 また、同補正予算では、各地の信用保証協会が、地域金融機関と連携した経営支援の取組を一層強化するとともに、経営力強化保証等による借換保証を推進することで、経営支援と一緒にしたった資金繰り支援を行っている。 セーフティネット保証5号は、一時的に業況が悪化している業種を指定し、当該業種に属する事業者が民間金融機関から融資を受ける際に、融資額の100%を信用保証協会が保証する制度である。 この100%保証は、民間金融機関にとって貸倒れ時のリスクが全くないため、貸付け先企業の経営状況の把握や、経営状況が悪化してきた事業者への経営支援と一緒にしたった融資への取組が行われにくくという側面があり、要件を拡大することにより、長い目で見て本当に中小企業・小規模事業者の支援になるのかといった問題もある。 また、セーフティネット保証5号については、以前は半年に一度であった指定業種の見直しを昨年から四半期に一度としており、業況が悪化している業種についてより迅速に指定することで、きめ細かな資金繰り支援に万全を期しているところ。	貴省においては、中小企業支援のため種々の対策を講じておられるところであります。また、セーフティネット保証(5号)が100%保証であるがゆえの課題についても理解するが、本来的には、貸付け先企業の経営状況の把握や経営状況が悪化している事業者への経営支援と一緒にしたった融資への取組がきちんと行われるよう、実際に貸付けを行なう民間金融機関へのサポートも含めて徹底を図るべきである。 なお、本市が提案した内容のうち、指定業種の見直しについては、見直し期間を短縮してきめ細かな支援を行なっている。この回答をいたしましたが、要件に利益率減少を加えること、及び小規模事業者について要件を緩和すること、についての貴省の見解が明確に示されていない。 本市の提案理由にあるように、売上高の減少に歯止めがかかっている。又は持ち直しているものの、円安による原材料(原油等以外も含む。)の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少くないと考えられること、また、小規模事業者については、より経営基盤が脆弱であることから、より一層の支援の拡大が必要であると考える。	
270	A 権限移譲	産業振興	小規模支援法に基づく経営発達支援計画の認定、変更等に係る経済産業大臣権限の都道府県への移譲	小規模支援法(商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会・商工會議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公示・変更等に係る経済産業大臣権限の都道府県への移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する事務権限(補助金の認定・公示・審査・採択等)を都道府県に移譲すること。 【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準により計画の認否が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支援計画の策定が可能となる。 各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事業者の実情に応じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事業者が支援できる。	【提案の経緯・事情変更】 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の地方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施策を展開しているところであるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道府県への参考意見の照会はあるものの、都道府県が直接関与出来ない仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を介さない補助金の拡大などを懸念される。	小規模支援法第5、6条 改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する補助金	経済産業省 (中小企業庁)	兵庫県、滋賀県、京都府(1)のみ、和歌山県、関西広域連合	(1)経営発達支援計画の認定は、小規模支援法の趣旨を踏まえ、全国の商工会及び商工會議所の範囲となるようなモデル性を有し、相応の機能強化が図られると考えられる計画に限り認定・公示し、これを全国に展開・普及させることで、全国の商工会・商工會議所の小規模事業者に対する支援機能を強化していくことを目的としている。 このため、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能な普遍性、他地域の情報も踏まえつつ高い効果が見込めるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行う必要があり、移譲することはできない。  (2)「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」に関する事務移譲のご提案は、(1)の移譲が前提の提案であると思われる。そのため、経営発達支援計画の認定とともに国が引き継ぎ、実施することが適当である。	現在は制度の創成期であり、全国レベルでのモデル性を重視した統一的な審査基準に基づいた認定となっているが、本計画を全国の商工会・商工會議所に展開・普及させていくには、地域の特性や実情に応じた対応がより重要になると考える。そのため、本計画の認定、変更等の権限は各都道府県に移譲すべきである。		

経済産業省 最終的な調整結果

>新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>				
全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容	
<p>○ 同様に、売上高の減少に歯止めがかかる傾向にあるものの、原材料等の高騰により利益にはつながっていないため、以前として経営は厳しい状況である。</p> <p>そのような状況の中、指定業種数も減少しているため、セーフティネット保証(5号)の認定を受けることが難しくなっている。</p> <p>○ 指定対象業種に該当しないために適用を断念したケース(主に金融機関からの電話問合せ)が複数件があった。また、資材や人件費の高騰により利益率が悪化しているとの声が建設業さまさまで業種の事業者から上がっている。</p> <p>○ 異なる複数の業種を営んでいる事業所からの申請について、全体の売上高では「前年同期比5%以上減少」を達成しているが、全体の売上高に対する指定業種の減少額の割合となる基準にまで到達せず、結果として認定を受けられない事例が多く見受けられる。また、同じ商品を取り扱っていても卸売業者が指定されている一方、小売業は対象外だったケースも多く、業種リストの見直しの必要性を感じている。</p> <p>○ 【支障事例】</p> <p>指定業種数が減少しているため、また、時期についても四半期に1度と早まっているため、認定を受けるために主たる業種を変更している事例もある。</p> <p>○ 国への重点要望として、同様の要望を実施 (要望内容)</p> <p>依然として厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りに支障を来さないように、セーフティネット保証5号の対象業種や対象要件を拡充するなど金融セーフティネットの機能維持に万全を期すことで。</p> <p>○ 民間企業と合同で実施した企業動向アンケート調査によると、卸小売業で、円安による仕入価格の上昇等により業況が悪化したと回答した企業が多い状況にあり、円安による利益率悪化に対応した認定要件の緩和が必要と考える。</p> <p>また、指定業種について、地域の実情と乖離がある業種(宿泊業等)も見受けられるため、地域の実情に応じた業種指定を行う必要があるものと考える。</p> <p>○ 小規模企業の割合が全国よりも高く、底業率も高い状況にある。経営基盤の脆弱な小規模企業に対する支援策の一つとして、認定要件の更なる緩和が必要である。</p>	<p><b>【全国知事会】</b> 経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5号の認定要件や業種指定の随時見直し。日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導強化により、金融のセーフティネットに万全を期すべきである。</p> <p><b>【全国市長会】</b> 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>利益率基準については、利益率の減少が売上高等の減少によって生じているのであれば現行の基準においても対象となる。また、原油・石油製品等の価格高騰によって利益率の減少が生じているのであれば、原材料価格高騰による認定基準に対応可能である。</p> <p>一方、利益率は、人件費等のコストの増加も含まれることになるため、利益率の減少が必ずしも業種の構造不況によるものであることが困難であるとの認識。</p> <p>なお、現下のマクロの経済状況を踏まえ、影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、売上高基準については緩和措置(10%減少→5%減少)を実施しているところ。</p> <p>また、小規模事業者については、現状においても、セーフティネット保証とは別に、融資額の100%を保証する制度(特別小口保険にかかる保証、小口零細企業保証)を用意している。</p>	
<p>○ 国による認定作業に時間を要しているため、認定された商工会等はもとより、認定とならなかった商工会等にもその後の対応を検討する時期が遅くなるため支障が生じているところ。</p> <p>国による認定作業の過程で、都道府県に意見照会されているが、その期限が1週間程度と大変近く、個々の計画に対する意見を付すことに困難が生じた(申請件数は32件)。</p>	<p><b>【全国知事会】</b> 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることから、国により認定申請事務手続き及び審査基準を速やかに確立したうえで、都道府県知事が実施できるよう検討を進めること。</p> <p>また、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要な商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が構なわれることのないよう配慮すること。</p> <p><b>【全国市長会】</b> 提案団体の意見を十分に尊重されたい</p>		<p>提案団体の見解のとおり、経営発達支援計画の認定は、国際的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能な普遍性、他地域の情報も踏まえつつ高い効果が見込まれるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行なう必要があり、移譲することはできない。</p> <p>支障事例の1点目は、具体的な支障が不明確であるが、2点目の意見照会の期間について、第2回認定以降は、期間を2~3週間に大幅に延長する予定である。</p> <p>全国知事会からの意見について、そもそも経営発達支援事業は、経営改善普及事業の一部として商工会及び商工会議所が実施する事業であり、事務局体制が構なわれることはないものと認識している。</p>	<p><b>4【経済産業省】</b> (3)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5法51) (i)経営発達支援計画の認定(5条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るために、申請後の都道府県への意見照会を申請期間終了後速やかに行なうとともに、都道府県が意見を作成する期間に配慮し、照会期間を十分確保する。 (ii)経営発達支援計画の認定を受けた商工会又は商工会議所に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るために、都道府県に対し、公募の予定や支援要件等の情報提供を行う。</p>

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
293	A 権限移譲	産業振興	中小企業再生支援に関する事務の移譲等	県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じて一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。	【具体的な支障事例】 小規模企業を含む中小企業が、地域で事業を持続し、成長発展していくために、企業の発展段階に応じ、地域の実情を適切に反映したきめ細かな支援を実施していくことが不可欠であり、再生支援業務についても、県が、地域の実情や再生支援に至るまでの支援の経緯も踏まえながら主体的に関与することが望ましい。しかし、例えば、法律や平成25年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」上、中小企業再生支援について国と地方公共団体が相互に連携して取り組むことなどしているが、県の職員が参加して行なう協議会の全体会議は、通常年1回の開催があり、会議で配布される支援先の情報も会議終了後直ちに回収される状況である。 また、協議会が持つ支援先企業の情報について、協議会事務局職員以外の県支援センター職員には一切開示がされず、県及び県支援センターは主体的に支援に関与できない状況になっている。	産業競争力強化法第127条、第128条	経済産業省(中小企業庁)	神奈川県	各都道府県において中小企業・小規模事業者の事業再生を支援する中小企業再生支援協議会では、すでに、ようす支援拠点や経営改善支援センター、事業引継ぎ支援センターなど、様々な中小企業支援機関と連携しながら、総合的かつ一貫した支援が実施されているものと考えている。 また、再生支援協議会事業において、地域ごとに異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。 そして、地域ごとに異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担当できなくなると、金融厅や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権等しない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税債却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。 さらに、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務保証を実施していることから、債権放棄等に対し、消極的になることを想定され、委託者である都道府県に対し、受託者である認定支援機関が適切な対応を取りにくいということを感じる。このような利益相反を生じるほか、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。 なお、支援先企業の情報については、極めて繊細な信用情報であることから、支援先であることを伏せて支援に取り組む等、細心の注意をもって管理している。中小企業再生支援協議会は公正・中立な第三者の立場から金融機関との調整を図りつつ再生計画の策定支援を行っているところ、当事者の承諾なしに当事者以外の者に情報を開示することは守秘義務の観点から基本的にありえない。この点、御理解を賜りたい。	再生支援業務は、支援先企業の情報に限らず、支援業務の情報についても秘匿性が高く、支援機関の間での情報共有の仕組みが充分確保されていないため、総合的かつ一貫した支援の実質的な実施は、困難であると考えている。 金融検査上の取扱いや課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税債却)の維持で限定的にして運用することは、必ずしも直結するものではないと考える(国が整備したマニュアルに基づいて、都道府県が系統金融機関(農業協同組合等)の監督・検査を実施している例がある)。 債権放棄に関しては、これまで提案募集方式において、「適正な手続きがあれば地方自治体としても対応せざるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないとの主張がなされているところである。 そこで、これらのことを踏まえ、中小企業の事業再生に必要な取扱いを維持した上で、都道府県がより主体的に再生支援業務にまで関与できる仕組みの構築について、再考願いたい。	
313	A 権限移譲	産業振興	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。 ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲 ③ 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が選択して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受けた者にとってのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつゝ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、県から情報共有があつても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけにも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にならない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施する創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市の創業支援事業との一層の連携を図ることができるとなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行なうことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対する周知に努めるとともに、申請受け付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに申請からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後2ヵ月の開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の連携の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が選択して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受けた者にとってのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。	産業競争力強化法第113条、114条、137条3項 創業・第二創業促進補助金	経済産業省(経済産業省)	香川県 徳島県	ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第二創業促進補助金」について、平成26年地方からの提案に関する対応方針(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。  <平成26年地方からの提案に関する対応方針> ① 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。 ② 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ③ 創業等に要する经费に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。	1. 創業支援事業計画の認定 創業支援については、創業支援事業計画の策定主体である市町村に十分なノウハウがない場合が多く、市町村により近い都道府県に認定権限があれば、より市町村と連携して、都道府県の施策とも連携した効果的な創業支援を行うことができるものと考えている。 2. 創業・第二創業促進補助金 香川県では創業支援を受けた事業者などを対象に、支援後のフォローアップにも取り組んでいるが、平成26年度補正予算から地方事務局が廃止され、申請受け付窓口等が民間企業に一本化されたことで、創業者の情報を得る機会が減少し、フォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受けることにより、創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行うことができるものと考えている。	

経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
○ 再生支援協議会が有する再生支援先企業の情報は開示されておらず、主体的な支援ができない状況にある。	<p><b>[全国知事会]</b> 中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p>		<p>そもそも再生支援業務に係る情報は、その情報が外部に漏れることで漏洩被害等により、事業者の事業再生等の可能性が低下しないよう厳重に管理するべきものであり、権限移譲の段階では別議論と認識しているところ、ちなみに、再生支援協議会では、相談企業との窓口相談会の結果、再生支援協議会以外の支援機関での支援が適当と判断される場合には、相談企業の了解のもと、関係支援機関への申し送りが出来る様、再生支援協議会事業の実施基本要領上に規定している。</p> <p>また、地方公共団体の中には、認定支援機関と連携をとりながら、統括責任者の人選に関わるなど、相互に連携しながら再生支援業務体制を構築している事例も見受けられるところであり、地方公共団体が主体的に再生支援業務に関与できる仕組みはすでに整備されていると認識。</p> <p>なお、再生支援業務の実施において、地域によって中小企業が満足に再生支援を受けられない事態は避けなければならないところであります。税制措置や実施基本要領等のマニアルについては、国の指導・監督の下、各地域で異なる運用がなされないことが前提となっており、その前提が崩れれば、地域金融機関や税務当局等からの再生支援協議会に対する信頼性が損なわれる危険性も否定できない。</p> <p>さらに、地方公共団体の債権放棄に関連し、地方公共団体が保証協会と損失償却契約を結んでいる案件で、事業再生のために保証協会が求償権を放棄しても、地方公共団体側に求償権を円滑に放棄できるような条例が整備されないために、事業再生が停滞している事例も報告されているなど、地方公共団体によれば、債権放棄等が円滑に実施される仕制になっていたい現状もある。</p> <p>以上のことを踏まえと、引き続き、国の一貫的な指導・監督の下、再生支援業務を実施すべく考えているが、現行制度上でも、地方公共団体が主体的に再生支援業務に関与できる仕組みがあることから、今後とも、認定支援機関と連携しながら、再生支援業務を実施して頂きたい。</p>	
○① 補助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となつたため、「作文の上手な人」が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は希少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していました。) ②(創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「補助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問し面談していた)	<p><b>[全国知事会]</b> 中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができるものである。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画の改善や創業後の持続性・成長性の確保が困難となる。</p>	<p>○ 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「閣議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を廃止して全国の窓口が一元化したことについて、対外的な説明責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」いう回答があったが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について御説明いただきたい。</p> <p>「地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があつたが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置くかどうか」というのはこの場で「申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい」と「地方事務局と類似の機能を次の制度でビルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があつたが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一元化するわけではなくといふことに元々無理があると思われる。国は採択基準を定めある程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲するべきではないか。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、今後の創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地元自治の観点からその結果を反映していくいただきたい。</p> <p>○ 創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年3月30日閣議決定)における「現在の制度枠組みを含めた検証」を、「産業競争力強化法施行年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があつたが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。</p>	<p>第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p>&lt;平成26年の地方からの提案等に関する対応方針&gt;</p> <p>① 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業省に通知する。</p> <p>② 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p>	<p>④ については、26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について)(平成27年2月6日付自行政10号))</p> <p>②については、現在の制度枠組みを含めた検証を来年1月から3月に実施予定。</p> <p>③については、現在、概算要求中の平成28年度予算事業において、地域審査会を設置し、都道府県が関与する方法を検討しているところ。</p>

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
52	A 権限移譲	産業振興	創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を超えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップにより効果的・効率的に行える。 創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成25年度までに2235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に出向かなければならぬことが二度手間となっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。 創業・第二創業促進補助金(H24～25)は地域需要創造型起業・創業促進補助金についても、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になつたので、都道府県との関係が希薄化している。	経済産業省組織規則第231条19号等 創業・第二創業促進補助金募集要項	経済産業省、経済産業省(中小企业庁)	埼玉県	ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第2創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。  <「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」> ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業省に通知する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として2年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。	回答では、「『平成26年の地方からの提案に関する対応方針』(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。」とあるが、現時点では一部の措置しかなされておらず、具体的な内容が分からぬ状況である。 ・①については、「都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを通知する」とされているが、地方分権の観点から権限移譲の必要性を訴えているとご理解いただきたい。 ・②については、検証状況及び必要な措置の具体的な内容について早朝に示していただきたい。なお、措置の内容を検討するに当たっては、権限移譲が実現する方向で検討をお願いしたい。 ・③については、「都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにする」とされているが、現在の創業・第二創業促進補助金においては、全国的な審査委員会が設置されているだけであり、地域審査会は設置されていない。今後、どのような形で実施するのか具体的に示していただきたい。 また、このような補助事業について、「都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる制度とすることが必要である。」と提案したことである。平成26年の地方からの提案に関する対応方針では、そこに踏み込んだ回答はなされていない。このことに関して、移譲が実現されるよう検討をお願いしたい。	
230	B 地方に対する規制緩和	産業振興	地域団体商標の申請手続の簡略化	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たないところから、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。 しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている回答要領に記載されている報道・記事掲載等の実績等の周知性を回答するには、地方新聞紙などのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回収状況を調査する必要があるが、当該実績があったとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄区域内で活動しているかも不明なため対応が困難であることから情報がないとして回答するしかない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回答するものとすることで、各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、手続きの迅速化を図る。	商標法第7条の2 商標法第77条第2項 特許法第194条第2項 商標法第7条の2 商標法第77条第2項 特許法第194条第2項 商標事項に対する回答要領2(1)	京都府 経済産業省(特許庁) 兵庫県、島根県、徳島県	当該照会業務の目的は、商標法第77条第2項で準用する特許法第194条第2項の「審査官は、関係行政機関に對し審査に必要な調査を依頼りうることができる」という条文を援用して、地域団体商標の周知性を審査官が判断するにあたり、当該照会によって提出された資料をその周知性の判断根拠として使用することを目的としている。これは、当該出願された商品・役務の種類、取引形態等によっては、出願元の都道府県以外の都道府県で周知されている事実があれば有用であるためである。  ご指摘のとおり、照会の実施要領に従い、地方新聞紙などのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回収状況の実績をもって、出願元以外の都道府県の行政機関が、周知性を判断することは難しいという状況は理解できる。  上記を踏まえ、今後の方向性としては、当該出願人所在の都道府県の行政機関に對してのみ從前通りの照会を行うこととし、それ以外の都道府県に對しては特許庁から出願事案の情報共有することとしたい。なお、商標の周知性判断に際して、出願元以外の都道府県から情報が提供されることは審査において有用であることから、任意で情報提供することは可能とすることとしたい。	手続の簡略化及び時間短縮に向け、引き続き制度改正の前向きな検討をお願いする。			

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
東温市	<p>○① 据助金の窓口が東京1本になり完全に書面だけの審査となつたため、「作文の上手な人が有利となり、実情を踏まえた採が困難と思われる(創業者の場合補助金手続きに慣れた者は希少であるためその傾向が強くなると思われる。従来は地方事務局が面談等していた。)</p> <p>②(創業支援事業者の関わりが一部想定されているが)地元での支援機関での相談・指導やその後の継続支援が担保されていないことに加え、「据助金ありき」での創業が増えることが見込まれ、創業計画の改善や創業後の持続性・成長性的確保が困難となる。(従来は地方事務局で事前や申請時に相談を受けアドバイス等を行っていた。決定後も事業者に訪問し面談していた)</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく據助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。</p> <p>○ 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、第1次ヒアリングにおいて、「都議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことに対して、対外的な明確責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があつたが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に御説明いただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置けるかどうか」というのは、この場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい。</p> <p>「地方事務局と類似の機能を次の制度でヒルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があつたが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないといふこと、「元々無理があるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲するべきではないか」という御説明があつたが、その後の創業補助金の予算編成過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。</p> <p>○ 創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現在の制度権限を含めた検証」、「産業競争力強化法施行2年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があつたが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。</p>	<p>○ 創業・第2種創業促進補助金(創業補助金)について、第1次ヒアリングにおいて、「都議決定に記載していた各都道府県の地域審査会を、廃止して全国の窓口が一本化したことに対して、対外的な明確責任があるのではないか」という指摘に対して、「御指摘のとおり」という回答があつたが、創業促進補助金の窓口を一本化した経緯等について、明確に御説明いただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングにおいて「地方事務局を置けるかどうか」というのは、この場ですぐには申し上げられないが、都道府県の関与の連携を強める方向で運用改善を考えていきたい。</p> <p>「地方事務局と類似の機能を次の制度でヒルトインするのであれば、都道府県に説明、相談する」等の御説明があつたが、概算要求の期限(8月末)を迎えた現時点での検討状況をお示しいただきたい。</p> <p>○ 創業補助金について、第1次ヒアリングで指摘したとおり、数千件の創業支援補助金の審査を国が一括してやらなければいけないといふこと、「元々無理があるので、国は採択基準を定める程度の役割に特化し、事務・権限を都道府県に移譲するべきではないか」という御説明があつたが、その後の創業補助金の予算編成過程においては、同補助金と密接に関連する創業支援事業計画の制度運用状況を可能な限り検証し、地方分権、地方自治の観点からその結果を反映していただきたい。</p> <p>○ 創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲について、第1次ヒアリングにおいて、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)における「現在の制度権限を含めた検証」、「産業競争力強化法施行2年となる来年1月から3月で行いたい」という御説明があつたが、当該検証はどのように行う予定か、御教示いただきたい。</p>	<p>第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p>〔平成26年の地方からの提案等に関する対応方針〕</p> <p>① 創業支援事業計画の認定(119条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報を提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。</p> <p>② 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。</p> <p>④ について、26年度中に実施済みである。(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付総行政10号))</p> <p>⑤ については、現在の制度枠組みを含めた検証を来年1月から3月に実施予定。</p> <p>⑥ については、現在、概算要求中の平成28年度予算事業において、地域審査会を設置し、都道府県が開催する方法を検討しているところ。</p>	<p>【再掲】</p> <p>4【経済産業省】</p> <p>(10) 産業競争力強化法(平25法98)</p> <p>(ii) 創業・第二創業促進補助金については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。</p>
福岡県	<p>○ 同様の支障事例がある(他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄区域内で活動しているかも不明なため、情報がないとして回答するしかない状況である)。</p>				<p>6【経済産業省】</p> <p>(4) 商標法(昭34法127)</p> <p>地域団体商標の審査において都道府県に対して行っている周知性の照会については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、出願人が所在する都道府県以外の都道府県に対する照会は平成27年度中に廃止し、情報提供のみとする。</p> <p>【措置済み(平成27年7月31日付け特許庁審査業務部商標課通知)】</p>

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
16	B 地方に対する規制緩和	産業振興	原子力発電施設立地地域共生交付金の交付対象事業への彈力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できます。交付限度額どおりの交付を受けることができない。(当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、核燃料サイクル交付金では基金を造成しているに対し、共生交付金は当該年度での実施事業費を申請している。 共生交付金もサイクル交付金と同様に、基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その交付限度額どおりの交付を受けることができる。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資することができる。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できます。交付限度額どおりの交付を受けることができない。(当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことによって、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができるようになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請し交付金を受け積み立てたものであり、22年度に入札減少金が発生したが、車両事業であったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、限度額どおりの交付を受けることができない(見直し)であるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則(抄)(交付の条件) 第九条 経済産業大臣は、第八条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県	現行の交付規則第9条第3号にて対応可能である。 【参考】原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則(抄)(交付の条件) 第九条 経済産業大臣は、第八条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。	特になし 【参考】 経済産業省からの第1次回答を踏まえた同省への照会と回答は次のとおり。 ■照会内容 共生交付金交付規則9条3号で対応可能ということは、変更承認申請により、入札減少金を他事業に充当することも可能ということか。(地域振興計画において各事業ごとに配分した交付金充当額を変更できるという理解でよいか。) ■回答 交付金事業実施交付年度(事業終了前)において、地域振興計画及び交付決定の変更承認を受ければ、入札減少金を他事業に充当することも可能です。	
17	B 地方に対する規制緩和	産業振興	核燃料サイクル交付金の交付対象事業への弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できます。交付限度額どおりの交付を受けることができない。(当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことによって、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができるようになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請し交付金を受け積み立てたものであり、22年度に入札減少金が発生したが、車両事業であったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、限度額どおりの交付を受けることができない(見直し)であるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できます。交付限度額どおりの交付を受けることができない。(当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩すことによって、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができるようになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請し交付金を受け積み立てたものであり、22年度に入札減少金が発生したが、車両事業であったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還しており、限度額どおりの交付を受けることができない(見直し)であるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当することにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の設置及び運転の円滑化に資することができる。	核燃料サイクル交付金交付規則第3条	核燃料サイクル交付金交付規則(抄)(交付の条件) 第八条 経済産業大臣は、第七条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。	経済産業省 (資源エネルギー庁)	愛媛県	現行の交付規則第8条第3号にて対応可能である。 【参考】核燃料サイクル交付金交付規則(抄)(交付の条件) 第八条 絏済産業大臣は、第七条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。	特になし 【参考】 経済産業省からの第1次回答を踏まえた同省への照会と回答は次のとおり。 ■照会内容 サイクル交付金交付規則8条3号は、当該年度に交付決定を受けた交付金事業の内容変更に係る規定であると理解しているが、本県の場合、事業年度の前年度に交付金により基金を積み、翌年度に基金を取り崩して事業実施しているため、入札減少金が発生した事業実施年度の時点では、事業内容の変更承認を受けるタイミングを逸しているため、他事業への充当ができないと考えられるが、現行の交付規則で対応可能とするならば、具体的にどのような手続きにより、入札減少金を現に返還することなく、他事業に充当することができるのか。(また、今からでも現に8条3号に基づく交付金事業の変更承認により、国への返還金を再度交付いただき他の事業に充当することができるのか。) ■回答 基金事業実施年度(事業終了前)において、地域振興計画及び基金の運用・処分計画の変更承認を受けければ、入札減少金を他事業に充当することも可能ですが既に返還された交付金分を再交付することはできません。) 平成21年度当時、核燃料サイクル交付金交付決定通知書の交付条件規定に基づき「基金運用・処分実績報告書」が提出され、国に返還されたものはありませんが、現在は見直しを行いました。	

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
		<p>【全国知事会】 電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、彈力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>			
		<p>【全国知事会】 電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、彈力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>			

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
98	土地利 用(農 地除 く) に対する規 制緩和	土地利 用(農 地除 く) に対する規 制緩和	【制度改正の背景・必要性等】  条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大)計画を策定する自治体もあり)計画づりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を勤めな人材にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が重複する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される計画例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定期間が重複し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の軽減を避けるスケジュール設定等を関係省庁で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省 九州地方知事会	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公団団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関する事例等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられるところから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。  【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示ししているものであるが、半島振興法については平成27年中の主務大臣の同意手続きを経てスケジュールをお示しております、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 【共通事項】 計画を策定する市町村に於ては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けているとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。 なお、半島振興法については計画の作成が円滑に行われるよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公団団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これに異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していくなどには可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の期限法として制定され、本年3月に三度目の法規限界を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定期間スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示ししたものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公団団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。	【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示ししているものであるが、半島振興法については平成27年中の主務大臣の同意手続きを経てスケジュールをお示しております、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 【共通事項】 計画を策定する市町村に於ては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けているとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。 なお、半島振興法については計画の作成が円滑に行われるよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公団団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これに異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していくなどには可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の期限法として制定され、本年3月に三度目の法規限界を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定期間スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示ししたものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公団団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。	有(5法比較)				

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
<p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない不感がある。</p> <p>それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が繰り返す場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。</p> <p>また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>(3)計画策定12市1町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過疎、山村振興、特定農山村</li> <li>(2)計画策定14市2町</li> <li>○山村振興、特定農山村 3市2町</li> <li>○山村振興、半島振興 1市</li> <li>○(半島振興計画)</li> </ul> <p>・H27.4.1 半島振興計画策定依頼 府内での調整、その後県内市町との調整</p> <p>・H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限 国からの意見への対応、府内での再調整、県内市町との再調整</p> <p>・H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限 国からの意見への対応</p> <p>・H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 市町との正式協議の公文写しを添付</p> <p>(過疎方針・計画)</p> <p>・H27.9.4 半島振興計画正式提出(市町との正式協議) 過疎方針策定についての通知 過疎方針策定について府内での調整 市町に過疎計画策定について作業依頼</p> <p>・H27.10.20 過疎方針正式提出</p> <p>・市町は12月議会を目指して過疎計画の議案提出</p> <p>今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が繰り返す場合があり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあらかじめ、計画の記載例がそれと異なるため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があり、事務量の増加につながっている。</p> <p>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。</p> <p>市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同種の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせが必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。”</p> <p>○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中での、急きよ総合戦略の策定も行う必要が生じたり、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。</p>			<p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】</p> <p>提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合について、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</p> <p>【特定農山村法】</p> <p>見解でお示しいただいたとおり、本法は时限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一齊に必要となる等の機会は想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾するところがないよう、一整合の標準にして、定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p> <p>6【経済産業省】</p> <p>(3)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)、離島振興法及び半島振興法は経済省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、経済省、農林水産省及び国土交通省の共管。地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合は、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。</p>

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
326	土地利 用(農 地除 く) 方に対 する規 制緩和	土地利 用(農 地除 く) 方に対 する規 制緩和	地域振興各法における計画策定手続 の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。  【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、「最大」の計画を策定する自治体もあり)計画づりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。  特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が重複する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。  【懸念の解消策等】 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】  条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。  【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、「最大」の計画を策定する自治体もあり)計画づりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。  特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が重複する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。  【懸念の解消策等】 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	山口県 広島県	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公団団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関する事例、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。  【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示ししているものであるが、半島振興法については平成27年中の主務大臣の同意手続きを目指したスケジュールをお示しておりますが、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難い場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行はずとした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 なお、半島振興法においては計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的指針としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたっては、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していくなどには可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の期限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて成長及び内容の充実がなされることはあり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示しした、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示ししたものであり、お示ししたスケジュールには十分な時間的余裕があつたと考えている。また、これにより難い場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行はずとした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。	【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまで指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けているとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定期間に即して実施する振興施策を記載するなども想定される。また、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定期間が異なることから慎重な検討が必要と考えられる。 なお、半島振興法においては計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的指針としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたっては、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していくなどには可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の期限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて成長及び内容の充実がなされることはあり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示しした、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示ししたものであり、お示ししたスケジュールには十分な時間的余裕があつたと考えている。また、これにより難い場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行はずとした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。	有(5法比較)	

## 経済産業省 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
<p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実感がある。</p> <p>それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が軽減する場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。</p> <p>また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実感があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>(3)計画策定2市1町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過疎、山村振興、特定農山村</li> <li>(2)計画策定14市2町</li> <li>○山村振興、特定農山村 3市2町</li> <li>○半島振興、半島振興 1市</li> <li>○(半島振興計画) <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27.4.1 半島振興計画策定依頼</li> <li>・府内での調整、その後県内市町との調整</li> <li>・H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限</li> <li>・国からの意見への対応、府内での調整、県内市町との再調整</li> <li>・H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限</li> <li>・国からの意見への対応</li> <li>・H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限</li> <li>・H27.10.10 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写し添付)</li> </ul> </li> <li>(過疎方針・計画) <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎方針・計画策定についての通知</li> <li>・過疎策定について府内での調整</li> <li>・市町に過疎計画策定について作業依頼</li> <li>・H27.10.20 過疎方針正式提出</li> <li>・市町は12月議会を目前に過疎計画の議案提出</li> </ul> </li> <li>今年度は、過疎法、山村振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が軽減する場合があり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できない。担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</li> <li>○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあわせて、計画の記載例がそれ程異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があり、事務量の増加につながっている。</li> <li>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。</li> <li>市町の多くでは過疎法と山村振興法などで所管課が異なり、同種の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</li> <li>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。</li> <li>手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。”</li> <li>○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎよ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量をかみて大きな負担となっている。</li> <li>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</li> </ul>	<p>【全国市長会】</p> <p>計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。</p>		<p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】</p> <p>提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合について、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめて一覧を示すこととする。</p> <p>【再掲】</p> <p>6.経済産業省】</p> <p>(3)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)、離島振興法及び半島振興法は経済省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、経済省、農林水産省及び国土交通省の共管)地方公共団体が法律に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめて一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。</p> <p>【特定農山村法】</p> <p>見解でお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一齊に必要となる等の機会は想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する競争計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p>	